

1. 議事日程（第17日目）

日程第 1 行政報告

日程第 2 総務常任委員長報告

1. 議案第17号 平成22年度上天草市一般会計補正予算（第6号）（所管部門）
2. 議案第21号 平成22年度上天草市斎場特別会計補正予算（第4号）
3. 議案第27号 平成23年度上天草市一般会計暫定予算（所管部門）
4. 議案第31号 平成22年度上天草市斎場特別会計暫定予算
5. 議案第41号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
6. 陳情第3号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出に関する陳情

日程第 3 経済建設常任委員長報告

1. 議案第7号 上天草市農林水産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第8号 上天草市農林水産物加工品開発研究センター設置及び管理に関する条例の制定について
3. 議案第9号 上天草市荷さばき施設の設置及び管理に関する条例の制定について
4. 議案第17号 平成22年度上天草市一般会計補正予算（第6号）（所管部門）
5. 議案第22号 平成22年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第2号）
6. 議案第23号 平成22年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
7. 議案第24号 平成22年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第3号）
8. 議案第27号 平成23年度上天草市一般会計暫定予算（所管部門）
9. 議案第32号 平成23年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計暫定予算
10. 議案第33号 平成23年度上天草市公共下水道事業特別会計暫定予算
11. 議案第34号 平成23年度上天草市物揚場造成事業特別会計暫定予算
12. 議案第38号 指定管理者の指定について（上天草市荷さばき施設）
13. 議案第39号 市道路線の認定について
14. 陳情第4号 中小業者への仕事確保を求める要望書

日程第 4 文教厚生常任委員長報告

1. 議案第5号 上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

- る条例の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第 6 号 上天草市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
 3. 議案第 10 号 上天草市老人ホーム入所判定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
 4. 議案第 11 号 上天草市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
 5. 議案第 12 号 上天草市図書館建設基金条例の制定について
 6. 議案第 13 号 上天草市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 7. 議案第 14 号 上天草市大矢野総合スポーツ公園条例の一部を改正する条例の制定について
 8. 議案第 15 号 上天草市松島総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定について
 9. 議案第 16 号 上天草市スポーツ振興基金条例の制定について
 10. 議案第 17 号 平成 22 年度上天草市一般会計補正予算（第 6 号）（所管部門）
 11. 議案第 18 号 平成 22 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
 12. 議案第 19 号 平成 22 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 3 号）
 13. 議案第 20 号 平成 22 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
 14. 議案第 25 号 平成 22 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
 15. 議案第 26 号 平成 22 年度上天草市水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
 16. 議案第 27 号 平成 23 年度上天草市一般会計暫定予算（所管部門）
 17. 議案第 28 号 平成 23 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）暫定予算
 18. 議案第 29 号 平成 23 年度上天草市診療所特別会計暫定予算
 19. 議案第 30 号 平成 23 年度上天草市介護保険特別会計暫定予算
 20. 議案第 35 号 平成 23 年度上天草市後期高齢者医療特別会計暫定予算
 21. 議案第 36 号 平成 23 年度上天草市水道事業会計暫定予算
 22. 議案第 37 号 平成 23 年度上天草市立上天草総合病院事業会計暫定予算
 23. 請願第 3 号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める国への意見書提出を求める請願（継続審査）
- 日程第 5 議案第 17 号 平成 22 年度上天草市一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 6 議案第 27 号 平成 23 年度上天草市一般会計暫定予算
- 日程第 7 発議第 1 号 所得税法第 56 条の廃止を求める意見書の提出について
- 日程第 8 発議第 2 号 子ども・子育て新システムの基本制度案要綱に基づく保育制度に

対し、現行保育制度の拡充を求める意見書の提出について

日程第 9 発議第 3 号 上天草市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(21名)

議長	堀江 隆臣				
1 番	平田 晶子	2 番	何川 雅彦	3 番	田中 辰夫
4 番	須崎 光枝	5 番	宮下 昌子	6 番	西本 輝幸
7 番	高橋 健	8 番	小西 涼司	9 番	島田 光久
10 番	川口 望	11 番	田中 万里	13 番	北垣 潮
14 番	園田 一博	15 番	窪田 進市	16 番	津留 和子
17 番	桑原 千知	18 番	渡辺 勝也	19 番	田中 勝毅
20 番	蓑塚 安親	21 番	新宅 靖司		

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	川端 祐樹	教 育 長	鬼塚 宗徳
総務企画部長	永森 良一	市民生活部長	佐伯 秀昭
建設部長	尾上 徳廣	経済振興部長	坂中 孝臣
教育部長	村枝 誠二	健康福祉部長	杉田 省吾
会計管理者	杉田 良一	上天草総合病院事務長	松本 精史
水道局長	松本 和任	総務課長	橋本 秀雄
財政課長	竹下 学		

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 局長	森内 孝生	局長 補 佐	野崎 秀満
主 事	川端 彰		

開議 午前10時00分

○議長（堀江 隆臣君） おはようございます。

お諮りいたします。報道機関から写真撮影の申し出がっております。これを許可したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 許可いたします。

先日、東北地方太平洋沖地震で被災を受けられた皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。今回の災害で亡くなられた方の御冥福をお祈りし、また被災を受けられた方々に心からお見舞いを申し上げ、黙祷をしたいと思います。

御起立願います。黙祷。

〔黙祷〕

○議長（堀江 隆臣君） 終わります。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、会議に入ります前に、議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西本 輝幸君） おはようございます。

本会議に先立ちまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

検討事項は3件の追加議案の取り扱いで、追加議案の内容は、発議3件でございました。

発議第1号は、総務常任委員会に付託し、採択していただいております「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出についてでございます。

次に、発議第2号は、文教厚生常任委員会に付託し、採択していただいております「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める意見書の提出についてでございます。

次の発議第3号は、津留和子議員ほか6名の議員から提出された、上天草市議会議員定数条例の一部を改正する条例でございます。

以上3件の発議につきまして、事務局長から提案理由など説明を受け、委員会で慎重に審議しました結果、本会議に上程することに決定いたしましたので、御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

なお、本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 行政報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、行政報告。

市長から行政報告の申し出がございましたので、これを許します。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 東北地方大地震に対することで、少し御報告申し上げます。

まずもって、犠牲となられた方々に哀悼の誠を捧げますとともに、御遺族並びに現在も被災所にて生活されている皆様に、心からお見舞い申し上げたいと思います。

3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖大地震は、津波等により東北・関東地方に壊滅的な被害を与え、未曾有の大災害となっているところであります。本市のこれまでの対応といたしまして、津波注意報が発令されるのと同時に防災行政無線により市民に注意を促し、職員に対しては海岸等の見回りを指示したところでございます。

また、同日午後9時35分に津波警報が発令されましたので、直ちに私を本部長といたしまして災害情報連絡本部を立ち上げ、もろもろの活動をしてきたところでございます。

そして、天草パールラインマラソン大会の中止について御報告申し上げます。

大会中止に至りました理由については、地震の被害が甚大であるということ、また九州新幹線開業記念式典を初め、各種の事業中止が報道されているところでございます。本市でも、11日午後9時過ぎに津波注意報が警報に切りかわったのを一つのきっかけといたしまして、大会運営上、選手の安全が確保できないと判断し、中止を決定したところでございます。中止決定に伴い、参加申込者4,579人全員に職員が電話で状況説明を行い、旅館等に対しても訪問して理解を求めたところでございます。

このたびの地震は、本市においてもいろいろな面に影響を及ぼしておりますが、被災された方々を一人でも多く救済できるよう、市としても被災者100人の受け入れなど、また義援金箱、そして救援物資の受付など可能な限りの対応を検討してまいりたいと思っております。議員の皆様におかれましても、今後とも御協力をお願い申し上げます。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、行政報告が終わりました。

日程第2 総務常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第2、総務常任委員長報告。

先日の本会議において総務常任委員会に付託いたしました議案第17号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第6号外5件を議題といたします。

総務常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） おはようございます。総務常任委員長報告をいたします。

さきの本会議において総務常任委員会に付託を受けました案件について、去る3月10日に委員会を開き、議案審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第17号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第6号の所管部門についてでございますが、委員会では、本会議でも質疑がありました地上デジタル放送共聴施設整備補助金について、本市において大部分は受信可能ということだったが、受信できない地域はどのようになっているのかとの質疑があり、担当課長から、対策の途中で、新たな難視地域として46地区652世帯がこれから対策をする予定となっている。対策の手法については、共聴施設の新設、共聴施設の改修、既存のアンテナを高性能化する対策を実施することになるが、その対策が間に合わない世帯に対しては、暫定対策として、衛星により地上デジタル放送を受信する設備等を支援する対策を実施する予定になっているとの答弁でありました。

これを受けて委員から、今回減額補正となっているが、46地区652世帯については今後新たに予算計上となるのかとの質疑があり、担当課長から、衛星放送対策については国が100%助成のもとで行うので予算措置の必要はないが、来年度以降に抜本的な共聴施設の対策をする必要がある地域が出てくるので、その場合については新たに予算の計上が必要となってくるとの答弁でありました。

また、委員から、ひとり暮らしの高齢者や低所得者についての対策について質疑があり、担当課長から、ことしの2月から民生児童委員協議会の連合会に対して、ひとり暮らしの高齢者の方々への声かけ運動をお願いしており、買いかえなど済んでいない方々の把握をし、市役所に情報提供するようお願いしているところである。そういった方々がどれくらいおられるのかを把握して、市役所やデジサポの方から、国が行う制度の地デジチューナー等の支援などを説明して、対策を早期に進めていただくよう、声かけをしたいと考えているとの答弁でありました。

これを受けて委員から、7月になったときに地上デジタル放送が受信できないということがないようにしていただきたいとの意見がありました。

以上が、一般会計所管部門の補正予算の質疑内容でありましたが、その他補正内容等も慎重に審議しました結果、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号、平成22年度上天草市斎場特別会計補正予算第4号についてでございますが、本件につきましては、慎重に審議いたしました結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号、平成23年度上天草市一般会計暫定予算の所管部門についてでございますが、まず、議案審議の前に、本会議でも質疑のありました観光循環バスについての補足説明、今後の方針などを担当課長から詳しく内容の説明を受けました。

その主な内容といたしましては、平成22年度の実証運行期間での検証、分析結果の説明があり、乗降者数については、1月現在960名、月平均乗降者数が160名という結果になってい

る。利用方法としては、観光客による、さんばーる、前島バス停からの市内周遊や、あまくさ村への買い物目的が主なものであり、また、市民による五橋遊覧船乗り場バス停からスパ・タラソへの移動手段としての利用が多かったことなど、その他詳しく分析結果の内容の説明を受けました。

また、熊本県内における他の自治体の状況としては、自治体が事業主体として運行中の観光バス4団体14系統のうち9系統が貸し切りバス、オプションツアー方式で実施されているが、利用客は伸びておらず、期待どおりの結果は出ていないとのことであり、一方、熊本市や本市における路線バス方式は他の自治体と比較すると、相対的には利用が多かったとのことであった。

平成23年度の運行形態については、旅行業法上の運行形態の制約、実証運行期間中における分析結果、貸し切りバスの運行に係る他市の利用状況等や九州新幹線鹿児島線ルート全線開通による民間業者の取り組みを考慮して、路線バス方式による運行を実施し、これまで関係者からいただいたさまざまな意見などを踏まえて、2次アクセスを充実させたい。

見直し点については、利用効率を高めるとともに経費節減を図るため、土、日及び祝祭日等の通年運行を考えており、JR三角駅及び松島産交バス停留所まで延伸させるものとし、鉄道やフェリー等の公共交通機関と接続させることで、利用者のさらなる利便性を高めたい。

また、車内放送用のDVDやガイドテープを放送し、千巖山などの主要スポットでは、記念撮影ができるように15分の停車時間を確保しながら、あわせて食事や温泉の割引サービスなどを受けられるような特典を盛り込んだ運行の仕方を考えている。その他資料等を示され、詳しく説明がなされ、見直しを図りながら、平成23年度については運行をしたいと考えているとの説明を受けて、議案審議に入りました。

まず、委員から、観光循環バス委託料569万円の内容の説明を求める質疑があり、担当課長から、燃料費、人件費、広告代すべての費用が含まれており、569万円計上させていただいた。また、費用については、熊本県が進めている地域振興総合補助金の活用を考えており、来年度活用できないかということで、県のほうにエントリーしているところである。年度当初から申請する作業に入り、採択されれば2分の1が補助されることになることから、できるだけ市費の費用を削減するような形で現在考えているとの答弁でありました。

また、委員から、先ほどの説明で土、日、祝祭日の運行を考えているとの説明であったが、その計画で進めるのかとの質疑があり、担当課長から、実証運行期間での分析結果から、相対的に見ると土、日、祝祭日の乗降率が多いという傾向になっている。また、費用対効果という観点から、毎日運行させると倍近くの費用がかかってくるので、土、日、祝祭日が妥当ではないかと考えており、夏休み等の期間については運行させたいと思っているとの答弁でありました。

また、委員から、ガイドテープではなく、ボランティアなどの生の観光案内ガイドがいいのではないかと質疑があり、担当課長から、他市の状況を見てみるとガイドの費用に200万円ぐらいかかっている状況を踏まえ、乗降率によっては音声ガイドがいいときもあるので、柔軟に検討したいとの答弁でありました。

また、委員から、市民の皆様からよく声を聞くのが、「いつも誰も乗っていない」など、執行部も聞こえていると思うが、市民への説明はどうされるのかとの質疑があり、担当課長から、新幹線が開業して少しでもお客様が来たときに、観光地を回るバスというのは確保しておかなければいけないと考えている。結果として乗客は少ないかもしれないが、いざ来られたお客が本市を周遊したときに、市内の路線バスだと観光地を回りきれないので、2次アクセスとして基盤整備する必要があるので御理解いただきたいとの答弁でありました。

また、委員から、千巖山が主要スポットと説明があったが、現状の整備は不十分と思うので、駐車場や景観、休憩所を含めた整備を真剣に考える必要があるのではないかと。所管の商工観光課とタイアップして、国立公園内ということもあるが、観光整備をできる限りのことは早急に実施してほしいとの意見や要望がありました。この観光循環バスについては、このほかにも多くの質疑があり、執行部より詳しく内容の説明を受けました。

次に、まちづくり専門アドバイザー育成委託料についての内容の説明を求める質疑があり、担当課長から、県の緊急雇用の一つであり、民間企業やNPO法人等が地域のまちづくりを進めるために、各種補助金の申請方法や他市町村のまちづくりの実施状況の調査等を行う専門アドバイザーの育成を目的とし、その人たちを雇用するための人件費等となっている。民間企業やNPO法人等が企画コンペでまちづくり専門アドバイザーとして雇用し、こういう業務を行いますと市に企画提案して、それを選定委員会で委託先を決定することになるとの答弁でありました。

以上が、所管部門の暫定予算について質疑されました主な内容でありましたが、そのほか慎重に審議いたしました結果、全員異議なく原案のとおり可決することに決定した次第でございます。

次に、議案第31号、平成23年度上天草市斎場特別会計暫定予算についてでございますが、本件につきましては、慎重に審議いたしました結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本件につきましても、慎重に審議いたしました結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第3号、「所得税法第56条の廃止」を求める意見書の提出に関する陳情書についてでございますが、委員からは、ぜひ採択をすべきではないかとの意見があり、この陳情につきましては、慎重に審議しました結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上が委員会で審議した主な内容でありますので、よろしく御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、閉会後に税務課長より、来年度の国民健康保険税賦課限度額の法改正が予定されていることについて、委員会に事前説明を受けましたことをあわせて御報告いたします。

最後に、総務常任委員会として、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わりたいと思います。よろしく御願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

9番、島田君。

○9番（島田 光久君） まちづくりアドバイザーについて、ちょっとお尋ねしたいんですけども、結局、これからまちづくりをする場合、このまちづくりアドバイザーを通して市に企画申請をする形になるんですかね。その辺はどのような形になっていくのか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） お答えします。

これは、既存といいますか、今、まちづくりをやっている人たち自体が、いろいろと独自に提案している中で、それを取り上げての専門的なアドバイザーということで、結局は専門的な部分とアドバイスをする部分、両方の意味を持っている部分があると思うんですけども、そこを通す部分に対しては、その話し合いの中でのアドバイザーと、教育する部分と、そこはどう言ったらいいんですかね、いずれにしても、この専門のアドバイザーを通した形の中ですと思っています。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○9番（島田 光久君） アドバイザーの育成委託料として1,200万円ほど、これは例えば、これからアドバイザーを育成するためには、この委託という形の中で何人ぐらい、そうした議論はなかったんですか。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 3名です。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○9番（島田 光久君） では、3名育成して、育成というか委託を含めてでしょうけれども、やはりいろいろな地域からまちづくりへの提案が上がってくると思うんですよ。その3名の方がそれを精査して、市に取り次ぐような仕事を請け負う形になるのか、その辺をちょっと聞きたい。今までのまちづくりの、13地区にしても地区から上がっていたでしょう。今度は形を変えて、まちづくりアドバイザーの皆さんがある程度審議して市に上げるとか、そういう形になるか、その辺がちょっとわからないものですから。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 今まで、私たちがいろいろ提案していたではないですか。

そういう部分を、専門的な部分を含めた中で整理して出すような形で、簡単に言えば、内容的な部分を濃くした中で提案するような部分の役割ではなかろうかと私は思いますけれども。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

3番、田中辰夫君。

○3番（田中 辰夫君） おはようございます。

循環バスの件ですけども、私も運転手の方々にお伺いをいたしました。はっきり言いまして、運転手の方々が「私たちも運転するのが気の毒なんですよね。何のためにこのバスは動いているんですかね」ということを何人かの方からお伺いをいたしました。

その中で、今、委員長報告の中に960名とか、3カ月か何カ月か知りませんが、県下

の中でもいい成績のほうということをお報告されましたが、私がバスの運転手から聞いた中では、一人の乗客が乗って、おりられて、また乗った人、同じ人が乗っていても2名になるそうですね、計算の仕方が。そういう形で、本当に成果が、数字等に出ているのか、ちょっと疑問に思いました。

具体的にもう1回、どういう路線を考えて変更とか、もう1回教えていただければと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 委員長報告の中で、この循環バスについてはほかに多くの質疑がありましたという部分で説明させていただきますけれども、今、田中議員が言われるように、これこそ、この予算を通していいものか悪いものかという、そこまで議論したんですよ。しかし、先ほど、ここにも言いましたけれども、新幹線を迎える中で、ある程度受け入れをする部分では、市の行政としての対応が必要ではなかろうかという思いの中で、仕方ないかなという部分の中で採択したような状況でございます。今、数字等を言われましたけれども、その数字の前にこの予算そのものが、果たして本当に市の税金で、今言われるような空っぽの、乗客がいる時期もある中で使ってもいいものか悪いものかということは、この案件に対しては相当議論が、一番時間がかかったような中で、この報告をさせていただいたわけでございます。

だから、いずれにしても、我々の委員会も含めてですけれども、皆さんの意見を取り入れた中で、よりよい方法があればそれを取り入れて、何とかこれを生かせるような施策をしますというような執行部からの答弁でございましたので、委員会としては採択したような次第でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中辰夫君。

○3番（田中 辰夫君） 変更の中で、土曜、日曜とかいうことがありましたけれども、もう1回そういう面と、何か補助が半分ほど出るということがあったような気がいたしますけれども、そういうことについて、もう1回答弁をお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 全額市の負担かということもあったんですけども、この報告のとおり、今言われるように半額ということで、これを新たに申請するというところで報告しましたが、先ほど言いましたようにこの金額そのものが何とか有効に、目に見える形で使われるようにできるものならということで、同じような答えで大変申しわけございませんけれども、この内容等自体はいま一度いいほうに考えがあれば、執行部自体も取り入れていくということでございますので、田中議員が、こういった方法があるとか、こういうことでどうかというようなことがあれば、当然、委員会としても執行部に伝えていく中で、有効に使われるように努力するという形の答弁しかできないんですけども、いいですかね。

○議長（堀江 隆臣君） 田中辰夫君。

○3番（田中 辰夫君） はい、わかりました。

12月だったと思いますけれども、私も一般質問で、やはり龍ヶ岳、姫戸方面も観光地があるわけですね。だから、そういう面での路線の変更を兼ねて八代港、今から新幹線も来まして、八

代とまだまだ近くなるわけですね。そういう意味も含めましたところの、合津の港から龍ヶ岳方面までの路線の変更とか、そういうのはあると私は思うんですけども、そういうところの意見がなかったのか。また、そういう執行部等の考えはなかったのか。やはり均衡ある発展とうたわれる中に、そういう方向の路線の変更等もあってもいいのではないかと私は思いましたので、最後をお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 限られた予算の中でございますので、田中議員ではございませんけれども、私も龍ヶ岳出身でございますので、予算的な部分が補われるようであれば、そこら付近はぜひお願いしたいのは重々でございますけれども、いずれにしましても、試験運行の中でのこれを機に、今言われるような状況を見た中で、できるものならぜひ、そっちのほうまで延長してもらうように、我々も当然お願いしなければならないと思っておりますので、今の意見は同じ意見でございますから、会議等あたりで要望していけばいいのではないかと思いますけれども、いかがですかね。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

21番、新宅君。

○21番（新宅 靖司君） 議案第27号の平成23年度上天草市一般会計暫定予算の中の歳出、議会費の中で35ページ、費用弁償についてちょっとお尋ねしたいんですが、議会事務局長の説明では、この中に議員定数の削減の予算も計上されているというふうなことを聞きましたけれども、そのことについて総務常任委員会ではどのように審議されましたか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 委員会では、その案件については質問はありませんでした。

○議長（堀江 隆臣君） 21番、新宅君。

○21番（新宅 靖司君） 質問はなかったということですかね。今回、発議第3号で提出者も総務委員でありますし、賛成者が相当総務常任委員会に所属しておられますが、このことについては何の議論もなかったということですかね。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） はい。

○21番（新宅 靖司君） わかりました。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） ただいまの新宅議員と同じ内容の質問になりますが、ちょっと確認したいんですけども。

今度、発議第3号で出ております。以前全員協議会等の席で、議長より「今後はやはり議員定数削減等についても議論をしていく。その中で来年、費用弁償等も計上しなくてはならないと思う」というような発言があっていたと思うんですよ。その中で、今回の当初予算、暫定に費用弁

償が103万6,000円組まれておりますが、先ほど委員長の報告であったように、この点については、全く議論はなかったということでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 議論はありませんでしたけれども、提出者の立場から、私も一人名前は連ねておりますが、議員がこれを出している手前、出す部分と予算というのは違うと、私は思うんですよ。執行部が予算をつけることであって、私たちは減らしたほうがいいのではないですかという提案をしているわけですから。

委員会等あたりの部分で、ほかの人が質疑をされるのであれば、それは名を連ねている手前、私も含めて、会長もおられるんですけども、その中で説明をしたいと思ったわけですが、私は、予算と定数を削減する議員の立場から言わせてもらえば、そこは執行部が上げる部分の中での話でございますので、別に考えてもらったほうがいいのではないですか。

○議長（堀江 隆臣君） 11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） では、委員長初め、この発議第3号に連名で書いておられる方たちは、この費用弁償の内訳が議員定数削減の特別検討委員会の費用弁償だということは認識をされていたというふうにとってよろしいでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 個々に確認はとっておりませんが、そこは個人個人の認識の中でございますので、私が一概に、全員がどうのこうのということはいいません。

○11番（田中 万里君） わかりました。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これにて終結いたします。

それでは、議案第17号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第6号及び議案第27号、平成23年度上天草市一般会計暫定予算、以上の2件を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ討論を終わります。

それでは、順次採決を行います。

まず、議案第21号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第31号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第41号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、陳情第3号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択でございます。委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第3 経済建設常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第3、経済建設常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、経済建設常任委員会に付託いたしました議案第7号、上天草市農林水産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について外13件を議題といたします。

経済建設常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） おはようございます。経済建設常任委員会からの報告をいたします。

さきの本会議において経済建設常任委員会に付託を受けました案件について、去る3月10日木曜日に委員会を開き、全委員出席のもと、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告をいたします。

まず、議案第7号、上天草市農林水産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本件につきましては、まず担当課長から、ピザ窯の設置の目的、建設場所、ピザ窯の構造等について、資料をもとに補足説明がありました。

委員から、ピザ窯の担当職員として物産館さんばーの職員が当たることになっているのかの質疑があり、担当課長から、この施設は上天草市物産館さんばーの施設の一部として、パライゾ上天草株式会社のほうに指定管理者として管理をお願いすることになる。実際に利用されるのは4Hクラブ、地元の子ども会さんあたりがパライゾ上天草株式会社を通じて予約し、使用されることになるとの説明がありました。

また、委員から、営利を目的に使用する場合等の規制についてはどのようになっているのかの質疑に、担当課長から、施設利用の目的に当てはまる利用者について利用を許可するということになるので、施設利用目的に沿わない利用は当然許可できないことになるとの答弁がありました。

また、委員から、ピザ窯の指導者はさんばーの職員、または4Hクラブの方が当たると聞いたが、指導者に対する報酬はどのようになっているのかの質疑に、担当課長から、さんばーの業務の一環として指導に当たる場合は報酬というものは発生しないが、外部の方を指導者として招く場合は、利用者の実費負担の中に含まれることになるとの答弁がありました。

また、委員から、ピザ窯の設置場所はバスの停車する場所にあるが、衛生的には問題ないのかの質疑があり、担当課長から、食品衛生については保健所の指導を受けながら運用面は考えていきたいとの答弁がありました。

また、多くの委員から、ピザ窯の建設位置は景観のいい場所ではあるが、バスの停留所の近くであり、風の当たる場所でもあり、ほこり、排気ガス、雨、風などの対策は十分考慮されて、運営管理をお願いしたいとの意見がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、慎重審査の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第8号、上天草市農林水産物加工品開発研究センター設置及び管理に関する条例の制定についてですが、まず担当課長から、開発研究センターの建設に伴う委託費、工事費、建設概要についての詳細な説明、また、運用面については農林水産課内のブランド推進室で業務を進めていくとの補足説明がありました。

委員から、施設の休館日については、さんばーに併設して建設されるので休館日はさんばーに合わせるべきではないのか。また、利用者も土、日が多いと思うが、土、日を休館日とするのは納得がいかないとの質疑に、担当課長から、条例を作成する段階でいろいろ協議をしたが、条例の第4条第2項に、市長が特に必要があると認めるときは、同項に規定する休館日を変更し、または別に休館日を定めることができると定めているので、利用者の立場に立って運営していくということを考えている。最初から土、日はだめですというような、決まりきった運用は想定していない。臨機応変に対応できるようにしているとの答弁がありました。

また、委員から、施設の使用時間についてはどのようになっているのかの質疑に、担当課長から、市内の類似施設の料金設定等を参考にさせていただいた。開発研究センターの利用時間を区切ることは内部でかなり協議したが、時間を細かく区切ってしまうと、運用面でいろいろやりくりが難しくなると判断したので、時間は区切らずに、回数で料金をいただくことにした

との答弁がありました。

また、委員から開発研究センターには開発研究するためのアドバイザーは配置するののかの質疑に、担当課長から、23年度の暫定予算にふるさと雇用でのブランド推進協議会委託料を計上している。その内容が、専門職員の常駐職員1名を雇用する。また、2分の1の事業費も活用できるので、その中で外部講師を招いての勉強会、技術指導等を予算の中に織り込んでいる。担当部局としては、常勤雇用の方に開発、調理技術に卓越した方を雇用したいということであり、いろいろ協議を行っているとの答弁がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、慎重審査した結果、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第9号、上天草市荷さばき施設の設置及び管理に関する条例の制定についてですが、本件につきましては、まず担当課長から、上地区荷さばき所及び中地区荷さばき所の施設の構造、事業費、工事概要等について補足説明がありました。

委員から、荷さばき施設の設置及び管理に関する条例の中に固定資産税等に関する事項がないが、どのような取り扱いなのかの質疑がありました。担当課長から、従来の荷さばき施設については天草漁協の所有であったので、当然固定資産税が発生したが、今回の施設については、97%補助を活用して市の施設として建てさせていただいた。この施設の所有者は上天草市ということになるので、課税の対象にはならないとの答弁がありました。

委員から、今まで課税されていたものが、市が建て、市のものであるから税金が課税されないというのは理解できないとの質疑に、担当課長から、固定資産としては課税できないので、指定管理料の費用負担という面で、経済的負担をどちらが負うのかという問題になるのではないかと答弁がありました。

また、委員から、今後このような国庫補助があった場合にすべて非課税となるののかの質疑に、担当課長から、漁協が事業主体となって国、県から補助金を受けて漁協が建てたとすれば漁協の財産であるので、固定資産税の課税対象になると思うが、今回の事業の基本的な構成は市が事業主体となって行うことであり、公共施設として荷さばき施設をつくるというのが、この交付金の前提となっているので、市の財産であるとしか言わざるを得ない。あとは指定管理者ということで、管理を漁協に任せることになるので、そこにどういう経済的な負担を織り込むかということになる。また、基本的な指定管理の委託料については、上天草市は一切支払わないと約束をしている。委託料を払わない上に、固定資産税相当分を漁協からもらってもいいのではないかという意見であれば、漁協との交渉の余地はまだあるとの答弁がありました。

また、委員から、民間事業者は固定資産税等の税金をいろいろ支払いながら運営している。固定資産税も何も納めなくてもいいということであれば、民間からすれば不平不満があると思う。今回の漁協のことを認めてしまえば、全体を見直さなければならないような結果になりはしないかという心配があるとの質疑に、担当課長から、条例の第7条、使用料の無料というのは、条例の第4条の使用許可を受けた者は無料ということで、指定管理者から1円も取りませんというこ

とを意味しているものではない。また、指定管理で指定する荷さばき施設は、荷さばきをする施設として指定管理者たる漁協が運営することになるので、その費用負担については別途の協定書に基づいて、最終的な経済的負担割合を市、天草漁協の双方で確認することになる。この第7条関係については、荷さばき施設を漁協以外の方が使用したいという場合の適用条文であって、指定管理の経済的負担とは分けて考えていただきたいとの答弁がありました。

また、委員から、市が主体となって建てたものと言っても荷さばき施設であって、漁協が使用するもので、公共の施設とは考えにくい。課税の部分についてはこの条例に盛り込んでほしいとの意見に、担当課長から、条例については、あくまでも市の施設として荷さばき施設を設置し、その管理を指定管理者制度で規定するもので、仮に漁協以外の、指定管理者以外の者から利用の申し込みがあった場合は、利用許可をもって許可した場合は無料とする規定であるとの説明がありました。

また、委員から、この施設を漁協に譲渡することはできないのかとの質疑に、担当課長から、事業費の97%を国から交付金を得て市が建設するという事で事業認定を受けて建設しているので、少なくとも国が定める耐用年数までは市の財産として適切に管理する義務があるので、補助金の適正化法とかそういった法律まで抵触するおそれがある。最終的には、耐用年数を経過した後であれば、その財産を第三者に譲渡するかどうかは別の問題である。今現在は、あくまでも市の施設として、市が財産を所有するという事業の仕組みになっているとの答弁がありました。

本件については、ほかにもいろいろな質疑、意見、要望がありましたけれども、反対する意見がありましたので、挙手により採決を行った結果、賛成多数により、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第17号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第6号の所管部門についてですが、本件につきましては、まず委員から、農地費の荒木浜地区換地清算金の減額6,877万8,000円の減額の説明を求める質疑に、担当課長から、昨年10月に権利者会議を開き、換地清算に係る地権者の方の承認を得て、換地清算に必要な予算として、それをそれぞれの権利者の方に交付することになっていたが、この事業は県の主体事業で、土地改良計画価格と権利者会議にかけた換地計画の線引きが誤っていたことがことしになってわかり、これをそのまま見過ごすと補助金等の適正化及び土地改良事業としての手続の誤りまで至る決定的な誤りであることが判明した。そのため、権利者会議を23年度に再度開催するという方針を県が決定した。市としては寝耳に水で、実際に権利者の方々にすればもう終わったものと思いでいたやさきであったため、大変困惑状態になったが、今回については、県の判断でもう1回やり直すということになり、この清算金については仕切り直しとなったため、一たん減額し、また必要な分は23年度に計上することになったので、この清算金については全額減額せざるを得なくなったとの説明がありました。

また、林業振興費の木材・林業産業振興施設整備事業補助金の減額理由の説明を求める質疑に、担当課長から、松島木材センターでは平成20年度から、緑の産業再生プロジェクト促進事業という県の補助金を活用して、作業の効率化、木材の付加価値の向上等を目的に、製材工場の施設

整備、乾燥施設、仕上げ機械の整備などを整備されてきたところであるが、本年度については2次加工の施設類の整備をしたいということで、1年前から要望書を県のほうに出され、内示までいただいていたので予算を組んでいたが、木材センターの事情で、補助金をいただいても手出し分も発生するため、いろいろ検討した結果、この事業については取り下げたいという申し出があったため、減額補正となったとの説明がありました。

また、商工振興費の地域商業活性化事業補助金について、この事業は龍ヶ岳地区の事業補助金だと思うが、今後市内に広げていく事業計画はあるのかとの質疑に、担当課長から、市内全域に買い物弱者の方がいらっしゃると思うので、将来的には広げていかなければならないと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、道路新設改良費の環状西2号線用地購入費の減額の理由の説明を求める質疑に、担当課長から、現在環状西2号線の整備を進めているが、当初土地購入費として予算計上していたが、用地補償費のほうを優先するという事になったので、予算の組み替えをさせていただいたとの答弁がありました。

この議案第17号については、ほかにも認定農業者支援事業補助金、牟田漁港浮き桟橋補修工事、中小企業利子補給補助金、企業立地促進及び雇用創出事業補助金、海運業振興事業補助金等の内容の説明を求める質疑や意見がありましたけれども、以上のような質疑、意見を経て、慎重審査しました結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第22号、平成22年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第2号についてですが、入館者の減少に伴い、歳入歳出をそれぞれ320万円を減額するものであるため、本件につきましては、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第23号、平成22年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第4号についてですが、歳入歳出ともに243万7,000円を減額するものであるため、本件につきましては、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第24号、平成22年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算第3号についてですが、物揚げ場の使用期間延長に伴い、使用料を増額し、一般会計からの繰入金を減額するものであるため、本件につきましては、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第27号、平成23年度上天草市一般会計暫定予算の所管部門についてですが、本件につきましては、まず、委員から、農地費の農地・水環境保全向上対策事業補助金について内容の説明を求める質疑がありました。担当課長から、農地・水環境保全については、地域協定を結んで、水路の整備等などの環境保全に関する営農者及び営農者以外の方が参加して一体的な環境保全を行う取り組みであるが、現在16地域と協定を結んで保全活動に取り組んでいただいている。この事業費の内訳は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の負担割合になっている。負担の仕組みが、一たん市の負担分を補助金という形で県の農地・水の協議会に支出して、県の協議会がそれぞれの地域に国、県分を足し合わせて補助金を交付する流れになっている。その関係で、今回16地域の4分の1の負担分を県の協議会に納めるとというのが216万6,000円の内

訳である。また、この事業については協定で5年間となっており、一たん平成23年度で切れることになるとの答弁がありました。

また、水産振興費の天草、有明海のアサリ、ハマグリ再生事業委託料の内容の説明を求める質疑があり、担当課長から、緊急雇用基金を活用し、主体的事業者は松島観光開発公社シードーナツであるが、22年度からアサリ、ハマグリの卵のふ化から製品化するまでの養殖実験をしたいということで、その人件費を緊急雇用基金として活用して取り組むということで採択され、引き続き23年度も行いたいということでの委託料である。また、この事業は年度、年度で申請していただき、採択されて行う事業で、5人の人件費が計上され、そのうち4人が失業者の方であるとの答弁がありました。

また、委員から、林業振興費の松くい虫防除地上散布委託料及び経済対策事業伐倒駆除委託料の内容説明を求める質疑があり、担当課長から、地上薬剤散布を森林組合に委託して実施している。この事業の着手が気温の上がる4月から始めないと駆除のタイミングを逃すということもあって、暫定予算に計上させていただいた。また、場所については重点区域として2号橋から5号橋にかけての島々及び千巖山に生息しているマツクイムシの駆除を行っている。経済対策事業伐倒駆除委託料1,800万円については、これもマツクイムシの駆除で、マツクイムシにやられた松の木を切り倒して、ほかの松に飛び火しないように、その松に薬剤を塗ってその場に保全する形で、2次的、3次的な被害を食い止める作業を森林組合に委託して行っている事業であるとの説明がありました。

また、委員から、有害鳥獣駆除委託料640万円について、23年度は何頭のイノシシ捕獲を見込んでいるのかの質疑があり、担当課長から800頭の捕獲を見込んでいる。22年度では、予算は850頭分を計上させていただいたが、1月末現在で805頭捕獲している。例年11月から猟期に入るとイノシシの捕獲数が減るという傾向があり、ことしも同じ傾向で、冬場は捕獲数が伸びないということもあって、23年度については平成20年度並みの予算を計上したとの答弁がありました。

本件につきましては、ほかにもふるさと農道用地購入費、トイレ浄化槽清掃管理委託料の内容の説明を求める質疑、意見等がありましたけれども、以上のような質疑、意見等を経て、慎重審査の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第32号、平成23年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計暫定予算についてですが、平成23年4月からおおむね3カ月間に必要な歳入961万円、歳出の暫定予算を計上するものであるため、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第33号、平成23年度上天草市公共下水道事業特別会計暫定予算についてですが、本件についても、平成23年4月からおおむね3カ月間に必要な経費である総額4,518万9,000円の暫定予算を計上するものであるため、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第34号、平成23年度上天草市物揚場造成事業特別会計暫定予算についてですが、平成23年4月からおおむね3カ月間に必要な経費である総額170万円を計上するものであるた

め、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第38号、指定管理者の指定（上天草市荷さばき施設）についてですが、まず、担当課長から、上地区荷さばき所及び中地区荷さばき所の指定管理者（天草漁業協同組合）を指定するものである。指定期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間とするものである。また、天草漁協を指定することについては、上天草市の公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づいて行うものであり、一般的には公募方式による選定という手続が原則であるが、別途特例規定が設けてあり、施設の性格、規模等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するために、その効果が相当程度期待できる場合は、第3セクターなり、公共的な団体を指定管理者として選定することができる規定に基づいて天草漁協を指定した。また、協定書の内容については、詳細な説明がありました。

委員から、指定管理料についてはどのような形になっているのかの質疑があり、担当課長から、指定管理料については通常、市から指定管理者に数百万、数千万円の指定管理料を払うことになるが、今回の指定管理料については、市は一切支払わない。また、市の通常の経済的負担は発生しないとの答弁がありました。

また、委員から、国の制度に基づいて建設されたものとはいえ、漁協が専用的に使用する施設であるので、固定資産税相当分はこの協定書の中に盛り込むべきではないかとの意見がありました。担当課長から、基本的に便益を受ける者は天草漁協であるから、固定資産税相当分の負担はあってもいいのではないかという意見については、上天草市と天草漁協が交わす指定管理の協定書の中で、経済的負担の取り決めをどうするかというところで盛り込むしかないとの答弁がありました。

また、委員から、協定書のリスク分担表では、ほとんどが天草漁協が負担することになっている。漁協のほうでは相当の維持管理費がかかってくると思うが、指定管理料も無料となっている中で多少納得のいかない点もあるだろうが、上天草市も固定資産税は取っていないことでもあるし、また、昨今の燃料高騰、魚価の暴落などもあって、漁民の方は大変厳しい状況にあるので、今回は漁業振興を目的としたものであり、認めざるを得ないのではないかとの意見がありました。

また、委員から、2か所の荷さばき施設は大矢野地区であるが、市の施設ということであれば、龍ヶ岳、姫戸、松島地区についても建設の予定はないのかの質疑があり、担当課長から、予算措置の段階から説明してきたが、県のほうで、水産物産地市場等再編整備計画というものを県のほうで整備され、荷さばき施設が漁業者の高齢化等で効率的でなくなってきたので、効率化を図るために再編整備計画が策定され、今回、上天草地域としては、今回の2か所が整備されることになったとの答弁がありました。

本件につきましては、ほかにもいろいろな意見、質疑がありましたけれども、反対意見もありましたので、挙手による採決を行った結果、協定書のリスク分担表の中に、固定資産税相当分を使用料として支払うことを盛り込む協議を天草漁協と行うことを、委員会として強く要望することとして、賛成多数で原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第39号、市道路線の認定についてですが、本件につきましては、国道266号線改良事業に伴い、旧道箇所を熊本県より移管されたこと等により認定するものであるため、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、陳情第4号、中小業者への仕事確保を求める要望書についてですが、まず担当部課長から、この陳情書は住宅リフォーム制度の確立を求めるもので、それに伴う天草産の木材使用についての要望書である。天草市では既に要項を立ち上げている。また、住宅リフォーム制度については住宅の改修、改築、新築の際のその一部を市が補てんするものであり、住宅の改修等がしやすくなったり、地元業者の仕事おこし等につながるものにとらえている。また、助成制度の創設については、全国約30の都道府県で180の自治体を実施している。県内では唯一、天草市が23年度から実施を予定しているが、実施に当たっては予算計上が必要になってくるので、今後財政課とも協議し、老朽化した住宅の解体費用も含めたところで考えていきたいとの報告がありました。

委員から、天草市は何割の補助で、どこまで補助対象として実施しているのかの質疑があり、担当課長から、天草市の場合は上限20万円、件数で100件、金額にして2,000万円を計画している。また、新築住宅に力を入れているとの答弁がありました。

また、委員から、財源が確保できるかの問題があると思うが、担当部局においてもまだ協議に入っていないということであれば、今の段階では結論は出せないのではないかと意見がありました。

本件につきましては、このような意見及び担当課からの報告を踏まえて、この陳情につきましては、慎重な審査の結果、継続審査とすることに決定いたしました。

以上が、当委員会における審査の経過並びに結果であります。よろしく御審議いただき、御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、経済建設常任委員会では、本年1月19日から21日の3日間にかけて先進地研修、長崎県佐世保市、佐賀県唐津市及び武雄市を訪問いたしました。佐世保市のエコツーリズムの取り組み、唐津市の棚田ふれあい事業、武雄市のイノシシ対策事業及び温泉資源や特産品を生かしたまちづくりについての内容と実施状況等について所管事務の調査を行いましたので、御報告申し上げます。

佐世保市のエコツーリズムについては、市の2大観光拠点、ハウステンボス、西海国立公園九十九島を観光資源とした取り組みがなされており、市内の体験プログラム・エコツアーを21年度までに132ものツアーを計画し、実施されており、成果を出しているとのことでありました。並大抵の努力でできることではありませんが、それゆえに観光客誘致に対する熱意と思いをひしひしと感じさせられたところでした。

また、唐津市の葦野の棚田ふれあい事業について視察させていただきましたが、大規模な棚田で、棚田の豊かな森と清らかな水に育まれた棚田米の生産を中心に、地域の活性化を図るとして、いろいろな取り組みがなされておりました。取り組みの内容では、棚田保全に対する市民の認識

の高さを教えられた研修でもございました。

次に、武雄市のいのしし課の取り組みについては、イノシシ加工施設の建設について、イノシシ肉を無駄にせず有効活用して、特産品化、ブランド化が実現できれば、産業の振興、観光振興だけでなく武雄市の知名度アップにつながるとして、市長が加工施設の建設を決定したとのことでありました。

ただ、食肉として販売拡大する上でイノシシ肉を安定的に、そしてまた必要量の確保が大変難しいこと、イノシシ肉の品質が一定に保てないことなど、いろいろな問題があるようでございます。

当市のイノシシ加工施設建設問題には、まだ十分に協議、検討等を踏まえながら準備を整える必要があるのではないかと感じたところでもございまして、私たち委員会でもその成果を今まとめているところであります。

また、温泉資源、特産品を活用した活動につきましては、がばいばあちゃんロケ地の誘致、レモングラス試験栽培、楼門朝市開始、九州三湯温泉祭りの開催などが行われており、平成17年には110万8,000人に落ち込んでいた観光客を、平成21年には167万5,000人まで増加させたとの説明がありました。

どこの市町村でも同じだと思いますが、観光客誘致のためにいろいろな施策に取り組み、成果を上げているようでございます。上天草市もこのたびの九州新幹線開通により、観光客誘致のため、他市町村に負けないよう頑張らなければならないと感じた研修でございまして。今回の視察研修は全内容を通じて非常に貴重な研修であったことを、ここに御報告申し上げます。

なお、経済建設常任委員会としましては、閉会中の継続審査、調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げます。これによりまして、委員長報告を終わりたいと思いません。御清聴ありがとうございました。よろしく願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

3番、田中辰夫君。

○3番（田中 辰夫君） 議案第7号につきまして、お願いいたします。

けさ、窯のところで検査があっていたようでございますが、まずもってこのピザ窯ですか、これをつくることになった経緯、目的、費用について御答弁をお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） 昨年度も、そういったピザ窯の建設については議会でも提案があったというふうに記憶いたしております。ですから、今回もそれを反復して説明がありましたけれども、その点ではなかなか、公的な場所がよかろうということで引き延ばして今回はそういった場所に設置したということでもございました。

○議長（堀江 隆臣君） 田中辰夫君。

○3番（田中 辰夫君） 確かにそうかもしれませんけれども、やはりあの施設を見られた一般の市民の皆様方の声の反響が、私なりに非常に大きかったものですから、ここでもう一度確認

したほうがいいのかという考えのもとにお聞きしたわけでございます。

私も何回か見ましたけれども、確かに、委員会の報告であったとお吹きさらしですね。天気の良い日はどうなのか知りませんが、雨の日、風の日、ああいう砂地のある海岸におきまして、いろいろなものが飛んできたりとか、いろいろな衛生面でどうなのかとか、そういう声を一般の市民の皆さんからお聞きしたもので、確認のためにお聞きしたので、わかれば教えていただければと。

○議長（堀江 隆臣君） 田中議員、委員長報告に対する質疑は委員会で議論した中身について、どういう議論があったかを聞く質疑なんです。ですから、案件そのものは付託してありますので、審議そのものは委員会に付託してあります。ですから、委員会の中でこういった審議があったかを聞くのが、この委員長報告に対する質疑なんです。そこは御理解いただきたいと思えます。

○3番（田中 辰夫君） はい、わかりました。勉強不足で申しわけございません。

そういうことで、一般の市民の皆様方の声がたくさん出ておりましたので、そのことについては委員長の報告の中にありましたようでございますので取り下げますけれども、そういう意見が多かったということをお伝えいたしておきます。

○議長（堀江 隆臣君） 答弁はいいですか。

○3番（田中 辰夫君） はい。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

5番、宮下君。

○5番（宮下 昌子君） それでは、幾つかありますので順次質問したいと思いますけれども、まず今も出てきました議案第7号のピザ窯ですが、管理はさんぱ一ということでございました。衛生的な問題とかいろいろな質疑があったということの報告を今受けましたが、私も見て、ちょっとその辺を心配しました。

それで、ほかの施設を参考にされたかどうかというような説明とかそういうのはあったのかどうかということ。それと、さんぱ一が維持管理されていくわけですがけれども、例えば補修とかそういうふうなことがあった場合、その費用とかいうのはどうなるのかというような話は出たのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） 場所につきましてとか、構造につきましては執行部のほうからある程度調査をされたという経緯が、深くはありませんでしたけれども、ありました。それから、場所についても、そういった衛生面とかいろいろ、そのほかについてもたくさん意見がありました。これは、今後保健所ともタイアップしながら、そういうことにならないように心がけていくと。

ただ、あそこが体験学習とか、あるいは海岸線のところでのどかといいますか、あそこでピザを焼いて、そして海岸あたりでも、家族連れとか仲間でそれを食べてというには非常にいい場所

ではないかという内容の答えがあったところであります。

それから、負担ですね。それにつきましては、維持管理についてはやはりさんば一るのほうでやっていただくということであります。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） それでは、ほかの施設も参考にされたということで、あの建物になったということですね。

それと維持管理ですけれども、それは今後いろいろなことが発生したときはさんば一るのほうで対処していくということで理解していいんですかね、今のは。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） はい、そういう内容であります。

○議長（堀江 隆臣君） 5番、宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 次に、議案第8号の加工開発センターの件ですけれども、先ほど、これはブランド推進室にということで、説明はありました。それで、私も休館日のことなどちょっと、大変疑問に思いました。委員長の説明では条例の第4条第2項にあるので、利用者の立場に立って臨機応変に対応するということの説明だったようですが、それならば時間もですけれども、休館日をきちんとかういうふうに条例で設定してしまうと、利用者の方がなかなか利用しにくいというふうに私は思いましたので、臨機応変にするということであれば、条例に時間設定とかそういうのはしなくてもよかったのではないかと。もう少し、条例の中身を、利用者が利用しやすいような条例の中身にするべきではないかというふうに思ったんですけれども、その辺の詳しい話し合いとか、質問とかそういうのはなかったのかどうか。

それと、専門のアドバイザーを雇用されるということですが、これは一般財源のほうからですかね、六百何十万円か出ていたと思いますが、私は市が研究開発をされるものと思っていたもので、持ち込みでいろいろするとき、例えばそういう持ち込み者がいないときは雇用されたアドバイザーの方というのはどんなふうになるのかなと思ったものですから、その辺の話はなかったのかどうか。

それと、私が最初質疑を出したときに、ここで研究開発した後これをつくりましようとなったときにどこでつくるんですかと言ったら、部長の答弁が、自宅でというか違うところでもらうみたいには私は理解したんです。それで、その辺のことをもう少し詳しく、話し合いがなかったかどうかをお尋ねします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） 休館日については、報告もいたしました。土、日は休みですよというありきではない。ただ、今、議員から意見がありましたこともいろいろな方からも意見がありました。ですから、今後については運用の段階でそのことも調整しながら、今後やっていくという答弁でありました。

第2点のアドバイザーですけれども、これは「それに卓越した」というふうにあります。今

まだそういう方々を探している、公募しているという段階でございます。ですから、農産も、あるいは水産もということにはどうかという意見もいつかされておりましたけれども、その点については、現在ではそれに卓越したと。ある場合については、専門的な知識、技術が必要なときはほかの方々もそこに呼んで勉強していくという内容でございます。

3番目の、研究開発した後のことでありますけれども、初めは御承知のように3Dという急速冷凍の機械でありました。その後はずっと、こういった全体協議会なり議会でも、最終的には海産物だけではなくしてやはり農産加工もすべきではないかということで、いろいろな意見がありまして、現在ではそういった3Dも含めて、そして農産、水産加工と拡大したわけございまして、その中にはプロジェクトチームというのをつくりまして、その中には議会代表も3名入りまして、あるいは関係団体から行って、そのようなことも話して、やはり開発をしながら、そして特産品をつくるのが非常に必要ではないかということで、開発研究センターという名前にはなっております。

ですから、従来のものを全く変えて、持ち寄った人だけであるということではなくて、そこである程度研究して、これならいけるという商品ができたときには、どこかのところに建物をつくるか、場合によっては、借り地があれば学校の跡地も結構だろうと思っておりますけれども、そういうところで起業してみる、事業を起してみるということにつないでいくということですから、ここでつくって、ここで販売するというということではない。

ですから、個人の持ち込みもですが、そこで今度はブランド推進協議会というのが今できておりまして、各種団体の方がいっぱい入っておりますので、その課題としても、その推進協議会でこれをつくってみようということも提案できるというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） はい、わかりました。

それでは、議案第9号の荷さばき施設ですが、これについてはさまざまな意見が出て、固定資産税の問題とか出たということですが、一つお聞きしたいのですが、土地のほうはこの所有になっているかという説明はあったのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） 土地は、当然天草漁業協同組合の土地であります。鳩の釜の一部が県の所有地ということで、これは漁協が賃借料を払っているということでございましたので、土地はもう、全く関係ありません。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） はい、わかりました。

それと、同じ荷さばき施設ですが、議案第38号のほうで指定管理ということで、委託料については全く発生しない、支払われないという説明でございました。今後、維持管理ということで、破損とかいろいろな問題が出てきますけれども、今後、市には経済的負担は一切発生し

ないということで、今、委員長の説明がありました。今後そういうことが起きた場合でも、建物は市の施設になるわけですね。それで、その建物に関して、例えば事故とか、何か修理をしなければならぬとか出た場合でも、それは漁協の負担で修理、修繕していくということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） 管理運営に対する協定書がずっと、条項で交わされております。その中に、今おっしゃいますように、市が負担するというのは不可抗力の場合ですね。台風とか、大きな暴風とか、そういうものがあつた場合は市なり漁協ですということがあります。

そのほかには、すべて管理者の漁業協同組合が負担をしていくということになっております。これにつきましては、施設管理の改修とか、あるいは指定管理者の責任とか問われておまして、そういった小さいことについては市の持ち出しとか一切なしということでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） はい、わかりました。

それと、最後に陳情のほうですけれども、これは中小業者の仕事確保ということで出されておりましたが、一般質問の答弁では、建設部長のほうも、この住宅リフォーム助成制度については新年度で創設していきたいという旨の前向きな発言もあつております。ぜひ、これは採択していただきたかったと思うのですが、ほかの委員さんからはこのことについてはほかにどんな意見が出たのかというのを、もう少しお聞かせ願いたいんですが。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） 今おっしゃいますように、当局についてはいろいろな一般質問とかもあつておりましたので、その内容をお尋ねしました。ですから、今後については、それも含めて、当然、やはり考えていくべきだろうということではありますと、先ほどの報告のとおりでございます。

ただ、今回については、まだ本格予算でもございませんでしたので、あるいはいろいろな実態調査がまだまだ完成ではありませんという報告がありましたので、委員会としては継続審査ということにいたしました。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） せっかく執行部のほうから前向きな答弁があつていたわけですから、私たち議員としても、中小業者の支援といいますか後押しをしなければならぬという意味では、ぜひ採択していただけたらよかつたと思ったんですが、継続審議ということですから、次回にぜひ採択していただくように委員長にはお願いして、私の質問を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

島田君。

○9番（島田 光久君） 議案第7号のピザ窯の場所について議論があつていたんですけれども、

先ほど委員長は海岸で景観がよくてという言い方をされて、そして保健所と協議をしながら運営していくみたいな形の答弁だったと思うんですが、私はどう見てもあの場所は不適切な感じがするものですから。例えば、子どもたちがピザを焼いたり体験するわけでしょう。そして食べたりするわけなんですよ。だから、どうしても衛生的に私は相当不安が残るんですよ。委員会でもそういう議論はあったと思うんですけども、場所をもうちょっと、研修室の横に移すとか、そういう議論はなされなかったんですかね。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） そこまではありませんでした。

ただ、やはり衛生上とか、場所はどうなのか、あるいは周囲にまだ擁壁もないのだがという話がありました。ですから、今移すとかいう意見はありませんでしたので、今後は保健所のほうの指導を受けながら、そういったことについても承っていこう、研究していこうということだと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○9番（島田 光久君） 例えば、保健所の指導を受けながら今から運営される形になっていくと、それはそれでわかるんですけども、市があそこを場所として一応認定する形になるでしょう。そして保健所にお願いする形になると思いますので、やはりピザ窯の場所ですね。やはり不衛生なものだから、ぜひ。

それと、もう一つ。例えば、食中毒とか含めて、いろいろな事故が発生する可能性も十分あるんですよ。委員会では、その辺のフォローの検討はなかったんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） そういうことはありませんでした。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○9番（島田 光久君） そういうのを検討しなくて、例えば議会でこのまま場所も認定して、どうしても不安が残るんだけど、そういう心配はいいんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） それは質問にはありませんでしたけれども、自分たちでそこで焼いて体験するということですので、保健所の許可は要らないと。ただ、今後については、今おっしゃいましたようなことは指導を受けながらやっていくということですので。

○議長（堀江 隆臣君） 17番、桑原君。

○17番（桑原 千知君） 委員長報告の中で議案第9号と議案第38号、委員長報告を詳しく聞いておりましたけれども、この荷さばき所の件に関して、中地区が2億1,300万円、上地区が4,900万円ですかね。そして、補助率というのは97%という報告、私も理解しているところがございますけれども、これは天草地区のほうも恐らく同じような事業をされておられると思いますが、多分5億円ぐらいの金だったと思います、数字ははっきりしていませんけれども。そういった中での97%というのは、私から言わせれば、これはもう100%の補助率ではなか

ろうかという思いであります。

と申しますのも、やはりこれを、事業をする上において、地元の業者が消費税だけでも、荷さばきの、中地区だけでも100万円ぐらい納めるわけですよ。そういった数字を踏まえた中で考えたとき、これは農業施設も同じことが言えると思いますけれども、やはり我々が議員の中でいろいろな1次産業、2次産業振興、育てる意味の中で意見が出るわけですが、私から言わせれば、この委員会の中で、先ほどの宮下議員の話ではございませんけれども、土地の所有者がどうのこうのは別として、それこそ企業誘致をする上においていろいろな恩恵を受けている部分を考えて、それが同一として考えるわけにはいきませんが、少なくとも天草漁協、大矢野漁協があったがゆえにこの予算自体がついたわけですよ。それを支援するがゆえに、私から言わせれば、税の免除みたいなものを限定的に付すような話があつてしかるべきと思うわけですが、委員会の中でそういう議論というのは出ませんでしたか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） 今、最後のところだと思いますけれども、ただ、固定資産税相当分をやはりいただかないといけないのではないかという意見は、やはり出ました。

それから、そのほかの建物とか、団体が建てたものとか、個人が建てているものとか、あるいは町自体が所有して、今指定管理者でやっているもの、そういうものも含めていろいろな意見がありましたけれども、今回の場合は、今おっしゃいますように、あくまでも漁業者が高齢化していく。それから、やはり流通とか、あるいは製品についてももっともっと高機能な施設とか、あるいは1カ所に集めてという整備計画がなされた中で流れてきた補助金であるということで、非常に高率であるということでした。

ですから、そのことは漁業協同組合の役員の方には頼まれて、今の場所の問題もされているということですので、そういう委譲について賦課するという話は出ませんでした。ただ、税相当額を漁協あたりに申し出てはどうかと、委員会としてはそのことを要望しまして、採択をしたという内容でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 17番、桑原君。

○17番（桑原 千知君） 税にしても、いろいろな法にのっとりた中で行政自体が動く部分で、当然それに沿った中で決めていかなければいけないと思います。

ただ、表面上をとったときに、漁民の立場からすれば、何か議会自体があれをしる、これをしるいろいろな注文するような、そういう雰囲気をとられるような部分があるのではないかという感じの話なんか出ませんでしたかね。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） そういった漁民の声、市民の声というのは、表現がありませんでした。

ただ、内容的には、あくまでも今度は構造改善事業でした荷さばき所にかかわるものだけで、委員会でも、現地踏査しましたときにも、すばらしい事務所ができた、あるいはハモの解体施

設がありましたけれども、そこは今回の施設が、天草漁協が補助事業を受けましたので急遽することになったと。それによって旧来の施設をまた新しくつくり変えたものは漁業協同組合の個別の負担で5,000万円もの経費をかけたという関連がありましたので、内容の理解は皆さんしていただいたような感じでございました。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、質疑を終了いたします。

ここでお諮りいたします。

日程の都合上もう1時間半以上経過してしまっただんですが、もしよければ、このまま経済建設常任委員会所管の部分は討論と採決までいきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） よろしいですか。では、そのまま続行いたします。

それでは、議案第17号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第6号及び議案第27号、平成23年度上天草市一般会計暫定予算、以上2件を除く議案について、これより討論に入ります。討論の通告がっておりますので、これを許します。

まず、議案第8号について、5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 議案第8号、上天草市農林水産物加工品開発研究センター設置及び管理に関する条例の制定についての反対討論をいたします。

私は、この開発研究センターについてはもう少し時間をかけて考えるべきだと、当初から反対していました。何が何でも建設したいという執行部の思いや、名称変更や予算追加など、さまざまに変化してきました。今回の条例制定は、単に貸し出し施設となっております。果たして、使用料を払って研究開発しようという生産者や市民がどれだけいるのでしょうか、疑問です。本当に市場に出せる商品になるには、何度も何度も試作品をつくるなど研究が必要です。

また、専門アドバイザーを一人雇用と言われますが、農産物と水産物では取り扱いも加工の仕方も全然違います。両方に精通した人を簡単に雇用できるとは思えません。真に第1次産業の振興のためとするならば、専門的な知識を持った人が開発研究するべきだし、百歩譲って生産者が研究するにしても、貸し出しは無料にすべきです。また、休館日及び開館時間など、当然利用しやすいようにするべきですが、今回の提案の条例では土、日、祭日休み、時間も午前9時から午後5時までとあります。委員長の報告では、その時によっていろいろ考えるということではありましたが、このことはとても真剣に生産者のことを考えておられるとは到底考えられません。やはり建物建設が先にありきで、計画は安易でずさんとしか言いようがありません。

以上の理由から、私は反対いたします。

○議長（堀江 隆臣君） 賛成討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、次に議案第8号について、13番、北垣潮君。

○13番（北垣 潮君） 宮下さんがほとんど言われましたけれども、私も市民の人からの声で、私たちは近くに県の立派な水産研究センターがある。あそこに行けば、何でもしてもらえ。もっとレベルの高い研究もしてもらえると、そういうことも聞き、必要ではないなと私も思った次第であります。研究アドバイザーとか、そういう職員を雇えば維持費も相当かかってきます。

そういうことで、私は反対します。

○議長（堀江 隆臣君） 賛成討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） それでは、次に議案第9号について、13番、北垣潮君。

○13番（北垣 潮君） 市の荷さばき施設を大矢野に1個つくるだけでも、3町側の人たちからすれば、また大矢野にばかりと言われるのに、2カ所もつくるのはおかしいということと、これが市の荷さばき所であればもっと、市は自治基本条例に基づいていろいろやっていくということを総務企画部長は言われておりましたけれども、市民に対しての情報が余り行っていないような、そういう状況で進められております。自治基本条例の本旨というのは市民との情報共有であり、市民が主権であります。もっとオープンにして市政を進めるべきであって、均衡ある発展という面では、言うだけであって、全然その反対のようなことをしている。

そういうことで、私は反対します。

○議長（堀江 隆臣君） 賛成討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終了いたします。

それでは、委員長より報告がありました案件について、順次採決いたします。

まず、議案第7号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第8号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。本件に対して異議がございますので、起立によって採決を行います。委員長報告のとおり、原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） お座りください。

賛成と反対が同数でございますので、ここは議長採決になります。

議長の採決は可決です。よって、本件は委員長報告のとおり、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第9号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。本件に対して異議がございますので、起立によって採決を行います。委員長報告のとおり、原案どおり可決とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第22号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第23号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第24号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第32号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第33号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決とすることに御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第34号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第38号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。本件に対して委員会で異議がございましたので、起立によって採決を行います。

委員長報告のとおり、原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第39号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、陳情第4号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は継続審査でございます。委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

ここで昼食のため休憩し、午後1時から再開いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

日程第4 文教厚生常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 午前中に引き続き再開いたします。

日程第4、文教厚生常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第5号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、外22件を議題といたします。文教厚生常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） 「おはようございます」と書いてありますが、もう昼過ぎですので「こんにちは」となりました。文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました条例関係9議案、予算関係13議案、継続審査になっていました請願1件につきまして、去る3月11日に委員会を開き審査を行いましたので、その経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第5号上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、学校教育指導員の報酬を規定する条例改正となりますが、委員から、教育を充実させることはいいことだが、県職員の教育審議員や指導主事の仕事と重なる部分があるのではないかと、また、校長や教頭など学校現場との連携はできているのか、学校から要望が上がったので指導員を置くこととしたのかなどの質疑がありました。

執行部からは、指導員は実際、平成21年度からお願いしている。これまで教育審議員等と協議をしながら指導に当たり、実際に学校に出向き、特に若い先生の授業のサポートに当たってもらっているとの説明がありました。

また、委員からは、指導員を置いた効果はあっているのか、校長経験者が指導に出向くことは、逆に若い先生たちにとってマイナスにならないのかなど質疑があり、執行部から、若い先生方は、初め悩みながら授業をされていることがある。指導員は先生方を後ろからサポートし、効果はあっているが、今後は現場の声を聞き、実績を示すようにしたい。また、指導員は教育に精通していて月17万2,000円の報酬となると、退職された先生などに限られ、人選については、教育長などと慎重に協議をしているとのことでした。委員からは、教育レベル向上を図る上で、県から来ていただいている教育審議員や学校現場などとももっと連携をとり、人選についても配置した効果が生かせるよう、十分考えてほしいとの意見がありました。

このような慎重審査を経まして、委員会では全員異議なく原案どおり可決するものと決定しました。

次に、議案第6号上天草市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、この議案については、本会議で十分な説明がありましたので、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第10号上天草市老人ホーム入所判定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、主な改正として、判定委員を1名増員することと、過半数出席で会議が

開けるようになること、代理出席を不要とすることなどですが、委員からは、これまで何か不都合があったので改正するののかとの質疑がありました。執行部からは、これまで全員出席を原則としていたが、忙しい方が多く、日程調整が難しいので、今回改正したとの説明でありました。

委員からは、重要な判定を下すのに、過半数で会議を開き、医師等の専門家がいなくても会議が成立するようになるのではないのかとの意見がありましたが、執行部からは、医師以外は保健師など市の職員であり、これまでどおり医師が出席できる日程で調整し開催するとの答弁がありましたので、この条例についても、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第11号上天草市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。委員から、中央公民館の職員配置などについて質疑がありましたが、本会議でも十分な説明がありましたので、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第12号上天草市図書館建設基金条例の制定についてであります。委員からは、基金条例制定に当たって幾ら積み立てる考えなのか、どのような規模の図書館を考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、建設の概要は全く白紙で、基金への積立金も6月の当初予算に計上するとの答弁でありました。そのため、委員からは、全くの白紙で額も提示できないのであれば、箱物建設ありきとなってしまう。何も示されないまま賛成とは言えず、基本的な部分だけでも明確にした後に条例化してもいいのではないのかとの意見が出されました。その後、執行部から、積立金について、ほかの事業との財源調整があるため確定ではないが、23年度当初予算は、財政課と現在3,000万円で協議している。目標積立額は、どのような図書館になるかで金額も違い、建設の構想については、今後図書館建設の検討委員会を設置し、協議をしていきたいとの説明がありました。

このような説明を受け、委員から、いずれにしても図書館の充実が必要なことなので、基金条例を制定し積み立てをすることは早くからでもいいのではないか。ただし、小中学校の統廃合が進み、空き校舎が出てくるので、建設ありきではなく、既存施設を改修し、活用することも検討材料としてほしいとの意見が出されました。執行部からも、校舎利用等の意見を生かし、検討していきたいとの答弁がありましたので、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第13号上天草市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、この条例改正については、本会議で十分な説明がありましたので、全員異議なく可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第14号上天草市大矢野総合スポーツ公園条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案第15号上天草市松島総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、この二つの条例は、使用料金の改正で質疑事項が同じでありますので、あわせて審査しました。

まず、委員から、市の財政は回復したとしている中で、市民の負担増となる料金の値上げは理

解されるのか。高くなると利用する人も減る可能性があり、無料から一気に値上げではなく、段階的にするなど方法はないのかとの質疑がありました。執行部からは、各町の体育施設使用料の整合性を図るための改正で、冷暖房代については、実費を算定し設定しているため、基本的に利用者の受益者負担でお願いしたとの答弁でありました。

また、委員から、グラウンド使用料は、スポーツ振興を図る上で無料とされていたと思うが、市が掲げる健康増進やスポーツ振興などの政策との整合性について、どう考えるのかとの質疑があり、今回改正となる大矢野と松島以外の、姫戸・龍ヶ岳の施設は、平成19年度に公共施設の使用料見直しの際に改正している。前回、指定管理者制度導入前でタイミングが悪く、2施設の改正は据え置かれたので、今回見直しをした。使用料だけで公の施設は維持・管理できず、整合性というものは、使用した人の応分の受益者負担と、全く使用しない人との公平性を保つことが第一ではないかと理解しているとの答弁でありました。

そのほかにも、指定管理者を公募し、指定について議決した後に使用料を上げることは、事務手続上どうなのかとの質疑があり、執行部から、本来公募をする前に改正するのが事務の仕方で、反省すべき点である。しかし、一方では住民間の公平性を保たなければならない、使用料の改正で、指定管理料の申請額自体は大きくは変わらず、協議をすれば管理者の同意を得ることができると考えているとの答弁でありました。

委員からは、改正後、どのくらいの金額を指定管理料の契約の際に引き下げるのかとの質疑があり、金額は協議中だが、大矢野・松島のそれぞれの施設とも、使用料の改正で増額する分を加味して、申請額から下げて契約するとのことでした。

ほかに、不均衡をなくすために料金を上げるのは仕方がないが、施設の設備等で何年も故障したままのケースも見受けられるので、そういう点も気をつけてほしいなどの意見がありました。

このような質疑を経て、委員会では、ほかの施設と公平性を保つため値上げも仕方がないが、増額となる点を加味して、指定管理料を下げ、市民にも値上げになることを十分周知し、また、子どもたちが使用する際など、使用目的によっては、今後要綱等で規定して、減免できるようにするなど、教育委員会として検討するように意見をして、議案第14号・15号とも、全員異議なく可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第16号上天草市スポーツ振興基金条例の制定についてでございますが、委員から、今後一般財源から支出して基金として積み立てしていく予定なのかとの質疑があり、執行部からは、寄附金等を積み立てし、一般財源からは支出しないとの説明でありました。

委員会では、この条例制定はいいことだが、スポーツ振興を図るにはある程度の財源も必要なので、一般財源から回せないのであれば、ほかに財団等の補助金などの確保に努めてほしいとの要望が出て、この条例改正についても、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第17号平成22年度上天草市一般会計補正予算第6号についてでございますが、この予算については、本会議の質疑等で詳細な説明がありましたので、全員異議なく可決すべき

ものとして決定しました。

次に、議案第18号平成22年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第3号についてであります。委員から、国保税の減額理由について質疑があり、執行部からは、当初の見込みより所得が減ったことや、失業者に対する軽減策などがあったためとの説明がありました。

このような質疑を経まして、委員会では、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第19号平成22年度上天草市診療所特別会計補正予算第3号、議案第20号平成22年度上天草市介護保険特別会計補正予算第3号、議案第25号平成22年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号、議案第26号上天草市水道事業会計補正予算第3号の4会計補正予算については、本会議で詳細な説明がありましたので、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第27号平成23年度上天草市一般会計暫定予算についてでございますが、主な質疑としまして、健康福祉部門では、子ども手当の財源について県議会の委員会が否決したが、市にどのような影響があるのかとの質疑があり、執行部からは、児童手当の負担相当分を23年度も計上しており、まだ、検討していないとの答弁でありました。

また、予防接種負担金について、小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチン接種の一時見合わせについて質疑があり、執行部からは、厚生労働省からもワクチン接種と死亡の因果関係は不明だが、一時見合わせの通知があっているため、市でも現在は行っていないとの説明がありました。

次に、教育部関係の予算については、委員から、スクールバス委託の運行計画や、熊日駅伝大会競技力向上業務委託料の内容など、事業の内容説明を求める質疑が多くあり、そのうち、市史編さんの来年度の見通しについては、これまで財政上の理由で、姫戸・龍ヶ岳分の編さんには具体的に組み込まなかったが、平成23年度は、資料収集を始める計画にしているとの説明がありました。

このように、所管部門の各事業内容についてさまざまに質疑し、詳細な説明を受け、委員会では、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定しました。

次に議案第28号平成23年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定暫定予算についてでございますが、委員から、一般会計からの繰り入れなど、今後の国保会計の見通しについて質疑があり、執行部からは、給付の部分はどうしてもふえてくるので、今後、国保税や算定方法などを検討していかなければならないとの答弁がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第29号平成23年度上天草市診療所特別会計暫定予算については、本会議で詳細な説明がありましたので、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第30号平成23年度上天草市介護保険特別会計暫定予算についてでございますが、委員より、新予防給付ケアプラン作成料の内容などについて質疑があり、執行部から説明を受け、

全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第35号平成23年度上天草市後期高齢者医療特別会計暫定予算については、本会議で詳細な説明がありましたので、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第36号平成23年度上天草市水道事業会計暫定予算についてでございますが、委員から、古い配水管などが相当あると思うが、改修や取りかえ等、今後計画はあるのかとの質疑があり、執行部から、他市では水道プランをつくって計画的に進めているが、上天草市ではまだなので、平成23度中にもプランの作成を検討する必要があると考えているとの答弁でありました。

そのほかに、水道の検針委託料の内容についての質疑や、龍ヶ岳一芦北間の海底送水管について、万一のときに使用できるように、年に一度ぐらい点検する必要があるのではないかとの意見がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第37号平成23年度上天草市立上天草総合病院事業会計暫定予算についてでございますが、看護学校施設の環境整備についての今後の計画や、病院のテナント料などについて質疑があり、執行部より詳細な説明を受けました。

また、予算とは別に、日本紅はん熱についての住民説明など、地域に出向いて行ってほしいとの意見もありました。

このような質疑を経まして、委員会では、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定しました。

最後に継続審査となっていました、請願第3号子ども・子育て新システムの基本制度案要綱に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める国への意見書提出を求める請願書につきまして、執行部より12月議会以降の国の動向の変化や、事務局から県内他市議会の採択状況について、保育所が福祉から利益追求の場になるおそれがあるなどとして、ほとんどの議会が採択しているとの報告がありました。委員会では、保育を取り巻く状況は、都市部と地方では待機児童の問題など事情が違い、要望事項として公的保育制度の拡充などが明記してあるので、採択していいのではないかと意見でまとめ、この請願は採択することとし、委員会として意見書提出を發議することとしました。

以上が、文教厚生常任委員会で審議した内容でありますので、よろしく御賛同いただきますようお願い申し上げます。

なお、閉会後に税務課と保健課より、来年度の国民健康保険税賦課限度額の改正予定と、国民健康保険出産一時金制度の見直し予定について、委員会に事前報告がありましたことを、あわせて御報告いたします。

最後に、文教厚生常任委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることと決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

5番、宮下君。

○5番（宮下 昌子君） まず、議案第5号からですけれども、私は質疑の折に文教の委員さんたちに、現場の先生方の声も聞いてしっかり討論してくださいとお願いしておきましたが、一つはそのことについてお聞きします。

それと、先ほど委員長から報告がありました。執行部からの説明では、先生を後ろからサポートするということが効果が上がっているということですので、その効果として具体的にどういうことが上げられたのか、説明をお願いします。

また、これはもう平成21年度から実施されていて、現在あるわけですけれども、新年度から分で、人選についても十分に考えた上で配置をするということで執行部からの説明があったという報告でしたが、この人選はもう既に決まっているのかどうか。3つの点について質問をいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） まず初めに、宮下議員が本会議において、現場の先生方の声を聞いた上で審議をしてくださいということを質疑の中で言われました。その点については、我々も各議員が日ごろからいろいろな市民の声を受けて、この議場に立っておられるものだとは私は確信しております。その点を踏まえて、直接現場に行き先生方の声を聞くことはしていませんが、各議員より現場の先生の一部ではありますが、声があるということも出ました。また、先生を後ろからサポートをしているという点について、どのようなサポートでどのような効果が出ているかという質問については、先ほど報告の中でも述べましたように、若い先生方は初めは悩みながら授業をされている、それについて、経験がある指導員の先生がいろいろとアドバイスをするという説明でございました。宮下議員から、もっと深く聞くべきではなかったのかとおしかりを受けそうですが、この部分についても時間をかけていろいろと審議をいたしました。

それから、新年度分で、しっかりと人選をするようにということを委員会からも教育委員会に要望をしたという点について、人選は今の段階では今年度、現在2年間してもらっている藤本先生ですか、この方を考えているとの説明でございましたが、その点も踏まえて人選についても十分に考えてほしいと教育委員会へお願いをしております。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） はい、わかりました。それでは、次の12号の図書館基金についてですが、これは金額が23年度は3,000万円で、積み立ての目標額は未定ということで報告がありました。これから検討委員会を設置して協議されていくという説明がありましたが、委員長の報告の中で、この図書館建設基金ですけれども、あくまでも建設という目的ではなく、空き校舎を利用するなどということで、建設が目的ではないと理解してよろしいのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○**文教厚生常任委員長（田中 万里君）** 建設が目的ではないと理解していいのかと言われて、一応、この議案第12号は、上天草市図書館建設基金条例の制定についてという議案名ですので、建設を視野に入れて、しかしながら、建設ありきではなくて、既存の施設を改修し活用することも検討材料としてほしいということを我々委員会として提案をいたしました。ですので、今のように建設ありきなのかと言われれば、既存の施設がもし使えれば、今後、図書館建設検討委員会を設置するという説明がございました。その中で、人選された方たちが慎重に審議をされて、校舎跡地あるいは新しく建てるのかを検討されていくのではないかと思います。

○**議長（堀江 隆臣君）** 宮下君。

○**5番（宮下 昌子君）** この議案については図書館建設基金となっておりますので、私は例えば、検討委員会でいろいろ協議されるということで、今後、学校統廃合が進んでいくと空き校舎があちこちに出てきますので、それを利用するというのも中に入っているということであれば、反対するものではありませんが、あくまでも建設基金で建設が目的の基金ということであれば、反対しなければならないので、その辺を少し明確に聞きたいと思います。

○**議長（堀江 隆臣君）** 文教厚生常任委員長。

○**文教厚生常任委員長（田中 万里君）** この点についても長時間にわたって議論をしました。あくまでも、この基金というのは建設を目的に積み立てる基金ではないかと我々も解釈をしておりました。しかし、今、宮下議員が言われるように、建設ありきではなくて学校跡地を活用することも視野に入れて、今後、我々委員会が申し出たことも検討していただきたいと。それを受けて執行部からも、校舎利用等の意見を生かし、検討していけたらの答弁がありました。ですから、建設ありきというのではなく、いろいろ多方面の角度から見て、その上で、もし学校跡地が使えないのであれば、やはり建設ということにもなるかもしれませんが、その前に我々委員会が執行部に検討材料として出した、既存の施設を改修しというのを最優先にされるものだと私は思っております。しかしながら、繰り返しになりますが、その部分で学校跡地が利用できない場合は、建設もあるのではないかと考えております。

○**議長（堀江 隆臣君）** 宮下君。

○**5番（宮下 昌子君）** はい、わかりました。大矢野の図書館は利用者の方から不便だという声も聞いておりますので、確かに必要なものではないかとは思いますが、ぜひ、建設ありきではなくて空き校舎を利用するなど、その辺も検討委員会の中で協議していただければと思います。

次に移ります。14号と15号ということで一緒に説明がありましたが、大矢野スポーツ公園の14号のほうですが、これを見てもみますと、例えば使用料がバレーボールのコートで、1時間当たり市内が500円、市外が1,000円だったのが、通常コートは1,000円と500円ですけれども、センターコートのほうはまた別で、市内は1,500円、市外が3,000円となっておりますので、これはよく見てみると1,000円から3,000円に値上げになるということですね。それで、市外の方がどれだけ利用されているのかというのもちょっと思いました。その辺のことは質問は出なかったのですし

ようか。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） はい。市外の方の利用というのも出ました。その中で市外と市内のこの差を余りつければ、合宿誘致など力を入れている部分で、来なくなるのではないかという意見も出されました。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 意見も出されて、これは1,000円から3,000円なので2,000円の値上げですよね。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） はい。

○5番（宮下 昌子君） その意見が出されたけれども、結局、どんな説明だったのですか。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） 先ほどの説明の中であったように、2,000円値上げになるという分については、使用した人の応分の受益者負担と、全く使用しない人の公平性を保つことが大事ではないかという点を執行部から説明を受け、我々委員会も採択の運びとなりました。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 平均でいいんですけれども、年間でどれぐらい市外の方が利用されているというのは説明がありましたか。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） その点については申しわけございませんが、我々の委員会の中でも質問はございませんでした。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） わかりました。それでは後でまた聞いていただいて、教えてください。以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

13番、北垣君。

○13番（北垣 潮君） 閉校になる学校を利用するとかいう議論があったそうですけれども、この条例には大矢野という字は出てこないが、龍ヶ岳とか姫戸も閉校になる学校がありますけれども。議案12号です。上天草市図書館建設基金条例のところ、閉校になる学校を利用する案も出たそうですけれども、龍ヶ岳とか姫戸にも閉校になる施設があります。この条例の中には大矢野という字は全然出てこないんですけど、そっちのほうも考えてもらえるかということ、大矢野からはアロマに10分ぐらいで行ける、龍ヶ岳あたりからは30分ぐらいかかって行ける、そういう状況の中で、つくらなくてもいいではないかという意見は出ませんでしたか。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） はい。ちょっとお待ちください。まず、初めに、姫戸、

龍ヶ岳の学校跡地も考えてはという意見は出なかったのかという質問でございますが、姫戸、龍ヶ岳の学校跡地を活用してはどうかという意見は出ませんでした。というのは、この図書館建設基金条例の図書館というのが森慈秀図書館でして、大矢野の子どもたちや読書に親しむ人たちのことを考えての建設に向けての取り組みではないかと思っておりますので、その点の利便性を考え、龍ヶ岳、姫戸の学校跡地をというのではなく、やはり大矢野のどこかに建設するというのが、執行部を初め我々の考えでございました。

また、大矢野の場合はアロマには15分ぐらいで、龍ヶ岳の場合はアロマへは30分かかると北垣議員が言われるのは、要するに、これ自体つくるのに反対は出なかったのかという点ですか。この図書館をつくることに対しては反対は出ておりません。

○議長（堀江 隆臣君） 北垣君。

○13番（北垣 潮君） もう一つ、森記念図書館について、委員会では見に行かれましたか。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） 今回の建設基金条例の制定についての議案が出た際には行っておりません。しかしながら、これまで、前回も休養村を指定管理者にする際にあちらに現地踏査に行った際、多くの委員の人たちも見ておられますし、これまで何度となく委員の人たちは個人的に足を運んで見ておられるのではないかと私は思います。申し上げますと、私は個人的に森慈秀図書館の現場は、何度となく見に行っております。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これで終了いたします。

それでは、議案第17号平成22年度上天草市一般会計補正予算第6号及び議案第27号平成23年度一般会計暫定予算、以上2件を除く議案について、これより討論に入ります。

討論の通告がっておりますので、これを許します。

まず、議案第5号について、5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 議案第5号上天草市特別職の職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論をいたします。

現在、既に学校関係の指導職として教育審議員及び教育指導主事という役職があります。ただでさえ忙しい先生方が指導を受けるための授業参観の準備など、大きな負担となっているのが現実です。現場の先生方の声をもう少し聞いていただきたかったと思います。

現場からは「教育指導員に使うお金があったら、全小中学校の図書館に司書を配置してほしい」という声もあります。また、これは私の思いですが、この3年間、姫戸地区では「学校支援地域本部事業」というものがありました。この事業を簡単に言えば、学校の手助けを地域の方々がボランティアでするものです。先日、事業報告が行われましたが、学校もボランティアの方々にも大変好評でした。ぜひ市内全域に広げてほしいと私も思いました。

この事業成功には学校とボランティアをつなぐコーディネーターが重要な役割を果たしていま

した。学校教育指導員よりも学校支援事業をさらに広げ、コーディネーターを各町に配置していただいたほうが、先生のためにも子どもたちのためにもなると考えます。

以上の理由で、反対討論といたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） それでは次に、議案第12号について、13番、北垣潮君。

○13番（北垣 潮君） 私は、森慈秀図書館については、森慈秀さんら先人の功績をもっともっとたたえるべきところであるべきです。あそこの図書館は確かに私も行くとアルミサッシがちょっとずれておいて風が入ってくるということで、あそこの人がビニールを張ったりしておられます。だから、サッシを取りかえるとかいうことをして、本当に森慈秀さんの思いをいつまでも残すべきであって、あそこの閉館には断固反対したいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 賛成討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

ただいま、委員長より報告がありました案件について、順次採決をいたします。

まず、議案第5号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。本件に対して異議がございますので、起立によって採決を行います。

委員長報告のとおり、原案どおり可決とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第6号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第10号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いた

しました。

次に、議案第11号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第12号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。本件に対して異議がございますので、起立によって採決を行います。

委員長報告のとおり、原案どおり可決とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第13号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第14号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第15号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第16号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第18号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第19号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第20号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第25号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第26号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第28号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第29号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第30号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第35号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第36号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第37号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、継続審査となっておりました請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日程第5 議案第17号 平成22年度上天草市一般会計補正予算（第6号）

○議長（堀江 隆臣君） 次に、平成22年度上天草市一般会計補正予算第6号を議題といたします。これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

それでは、議案第17号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第27号 平成23年度上天草市一般会計暫定予算

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第6、議案第27号平成23年度上天草市一般会計暫定予算を議題といたします。これより討論に入ります。

討論の通告がっておりますので、これを許します。

5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 議案第27号、平成23年度上天草市一般会計暫定予算の反対討論を行います。

議案第8号、加工品開発研究センター関連で、ブランド推進協議会委託料644万2,000円、また議案第5号、非常勤職員の条例改正関連で、学校教育指導員報酬51万3,000円に反対いたします。

また、さんばーるアンテナショップ開設委託料1,226万3,000円については、上天草市の単独では厳しい選択だったのではないのでしょうか。今後の新幹線の乗車率も心配されます。天草管内2市1町でできなかったのか。出店はもう少し慎重にすべきではないかと考えます。パライゾ関係では、これまでもさまざまな予算が計上されてきました。費用対効果という点で疑問が残ります。以上の理由で反対をいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 賛成討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

それでは、議案第27号を採決いたします。

本件に対する所管の各委員長報告は原案可決でございます。

各委員長報告のとおり可決とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 発議第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第7、発議第1号、所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 総務常任委員長の報告をいたします。

発議第1号所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり、上天草市議会会議規則第14条第2項の規定によって総務常任委員会より提出いたします。

提案理由といたしましては、税法上も社会保障上でも家族従業者の人権保障の基礎をつくるために所得税法第56条の廃止を国に求めるためであります。

提出先及び意見書につきましては、お手元の資料を御参照ください。

各議員におかれましては、意見書の趣旨に御賛同いただきますようお願いいたしまして、提案理由といたします。

よろしく申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

発議第1号について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これにて終了いたします。これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論がありませんので、これをもって終了いたします。

それでは、発議第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 発議第2号 子ども・子育て新システムの基本制度案要綱に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める意見書の提出について

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第8、発議第2号、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） 発議第2号、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり上天草市議会会議規則第14条第2項の規定によって文教厚生常任委員会より提出いたします。

提案理由としましては、子ども・子育て新システムは許可制度を指定制度にするもので、保育を産業化させようとするものであるため、現行保育制度の拡充を国に求めるものであります。

提出先及び意見書につきましては、お手元の資料を御参照ください。

各議員におかれましては、意見書の趣旨に御賛同いただきますようお願いいたしまして、提案理由といたします。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

発議第2号について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論がございませんので、これをもって終了いたします。

それでは、発議第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時08分

日程第9 発議第3号 上天草市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第9、発議第3号、上天草市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

16番、津留和子君。

○16番（津留 和子君） 発議第3号、上天草市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成23年3月16日提出。提出者、上天草市議会議員津留和子。賛成者、同じく平田晶子、同じく何川雅彦、同じく高橋健、同じく小西涼司、同じく窪田進市、同じく桑原千知。

上天草市議会議長堀江隆臣様。

上天草市議会議員定数条例の一部を改正する条例、上天草市議会議員定数（平成16年上天草市条例第200号）の一部を次のように改正する。本則中「22人」を「18人」に改める。

附則、この条例は次の一般選挙から施行する。

提案理由、上天草市議会議員の定数について、次の一般選挙から4人減員とし、18人とするため、関係規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

発議第3号、議員提案説明資料。上天草市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について。上天草市議会においては、合併後平成21年施行の一般選挙において定数を従来の26名から4名削減し、現在22名の議員で構成されている。

しかしながら、全国的な趨勢として、議会に対する地域住民のさらなる改革への要求は厳しいものがある。上天草市議会でも、適正な定数、適正な議員報酬の問題について平成18年に議員定数特別委員会が設置され、検討された経緯、また、昨年、全議員に調査を行ったように、住民の意見を代表する議員として、個々さまざまな意見があるところである。

我々議会人としては、ポピュリスティック、大衆迎合主義な定数削減要求に対しては意を同一するものではない。あくまで議会本来の議案審議に支障を来さない、かつ市議会の未来像を考えた議員定数であるべきである。

参考までに熊本県内において類似人口構成の近隣自治体を見れば、人吉市で18名、水俣市で16名、宇土市で18名、阿蘇市で22名である。さらに人口5万人以上の法定上限数30名の自治体の議員定数を見れば、荒尾市で22名、菊池市で23名、合志市で21名である。

このことから、これからの議員定数のあり方として自治体の人口規模に応じた定数であることはもちろん、議会本来としての審議機能が低下しない程度の定数であることをこの問題の本旨として考えるべきである。なおかつ、全住民を代表するにふさわしい定数、常任委員会での審査の空洞化をし得ない数、これらの条件を満たす定数であるべきである。

上記の意見を踏まえた結果、上天草市議会議員の定数を「22人」から「18人」に改正する条例改正案を提出する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

発議第3号について質疑はございませんか。

21番、新宅君。

○21番（新宅 靖司君） 提案者に質問をいたしたいと思います。

まず、なぜ今なのか。これは、改正は2年後ということになっております。なぜ、今、提案されたのか。それと、定数18人とした根拠。この説明資料の中では法定上限数26名の中で、人吉市、水俣市、宇土市、阿蘇市などを並べてありますが、なぜ18人としたのかということと、暫定予算の中で、先ほど私は総務委員長にも質問しましたが、議会の費用弁償の中で議員定数を削減するという事で特別委員会をつくるということの費用弁償を提案されておりました。今回、提案者の中には総務委員会に所属される方が多くいらっしゃいます。この提案をされるのに、なぜ費用弁償の削減を提案されなかったのか。

この3つについて、まず、質問をしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 津留君。

○16番（津留 和子君） 最初、まず、なぜ今の時期なのかということだったと思います。

これは、このメンバーを見てもおわかりだと思いますけれども、会派あまくさのグループでございます。昨年、私たちがグループを結成して、当初からこの削減に関しては検討を続けて勉強会を重ねてまいりました。

当初、12月定例議会を目指してやっておりましたけれども、ちょっと結論に至るまでの時間が足りずに今回の提出となりました。また、今定例会におきまして、通告こそありませんでしたが、一般質問の中でもこのことに触れられた議員もおられまして、同じ考えの方がいらっしゃるということで、ではということではありませんけれども、ちょっと背中を押されたような気もいたしまして、これは私たちにとっては自然のタイミングでありました。

以上です。

それから、18名という定数については、これが満点という答えはないと思います。配付してあります資料に明記されていますように、市の人口規模、議会としての審議機能、それらを勘案して、私たち7名では18が適当であるとの結論が出たということでございます。

あとは議員各位が賛同されるかどうかは、皆様で判断していただければいいことかと思っております。

あと、費用弁償のことにつきましては、もちろん存じておりましたけれども、これは執行部の提案でありまして、私たち議員の意見とは何も関連しないというか、立場が違うと思いますので、私たち議員の立場の意見として、今回、出させていただきます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 21番、新宅君。

○21番（新宅 靖司君） まず、なぜ今なのかということで、来月、補選が行われます。それに向かって現在、頑張ってもらってる方もおられます。その方を入れて議論をしようという考えはなかったのか。

それと、定数18とされた中で、せっかく類似団体を並べてありますので、参考までに人吉、水俣、宇土の議員1人当たりについて言いますと、人吉については1,997人、水俣については1,922人、宇土については2,133人です。これを平均すると約2,000ちょっとになります。上天草市の人口を割りますと、15.78ということで、約16人ということですが、16人という考えはされなかったのか。例えば、水俣は平成22年12月改正で16人とされておりまして、委員会構成もあります。重複するような委員会構成もできるでしょうし、水俣は16ということで決定されておりまして、そういうことも含めての根拠というものをもう一度お聞かせください。

○議長（堀江 隆臣君） 津留君。

○16番（津留 和子君） 私たちの勉強会の中で、このような結論が出たということでございます。それ以上のことはございません。

○議長（堀江 隆臣君） 新宅君。

○21番（新宅 靖司君） 先ほどの質問で、今の補選で出てらっしゃる方をなぜ入れなかったのかということについてはいかがですか。

○16番（津留 和子君） これは、今、現在の議員である私たちの意見として、発議というのは一般質問と同じ私たちの議員の権利でありますので、どんどん私たちの意見として出していいのではないかと思います。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

19番、田中勝毅君。

○19番（田中 勝毅君） 19番、田中勝毅です。私ども会派研政クラブの意見として申し上げさせていただきたいと思います。

この条例制定の提案理由につきましては私どもは反対するところはありませんが、今、新宅議員のほうから質問がありましたように、もう来月24日には市議会議員の補選が行われます。そうした中で、22名の定員が全部そろった時期に話し合いを全員でしたらいいのではないかと私どもは思っています。2年後が改選でもありますので。

定数の問題については反対ではありません。まだ1年、2年ぐらいありますので、今度の補選

が済んでから全員で話し合いをして、そして今までどおり削減の検討委員会を設置していただいて、その中で18名になるか、16名になるか、いろいろと意見も出ると思います。そういうことを踏まえて特別委員会の中で決定をされて本会議に提案をされまして、そこで採決なりやっていただければ幸いであったと、私どもはその考えでおるところでございます。

そういうことで、反対ではありませんので、その点、御了承を願って検討させていただければ幸いかと思います。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

18番、渡辺勝也君。

○18番（渡辺 勝也君） 今、19番議員がおっしゃったことと、私も同一意見であるわけですが、けれども、当然この議員の定数削減というものは、前回4年前に定数削減をした段階で、26名のとき24にするか、22にするかという議論を議会全体でした経緯があるわけです。しかし、そのときは4名減ということで、また宇土市に並んでという形で決めたのですが、当然、あと1回はまた議員定数削減をしなければならないだろうという中で、22名に落ちついた経緯があるわけなんです。

議員定数削減については、私も全然反対ではありません。願わくば、19番議員がおっしゃるようにそろった中でやるのもいいんでしょうけれども、こういうことを発議、提案をされたということであれば、特別委員会なりを設けて、あとまだ任期も2年あるわけですので、その間1年間じっくりとやって、新たな改選時にそういう定数を決めるという形で協議を重ねていくべきだろうと。定数削減については私はやぶさかではありません。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 質疑はございませんか。

宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 私も、なぜ、今の時期かということなのですけども、2年前の議員改選後、議員報酬を引き下げるべきではないかと全員協議会の中で私は提案をいたしました。そのときみんなで話し合った中で、議員に対してのアンケートもとられました。アンケートの結果も出てきました。その時点で、今は議会基本条例をつくるということで、それに向けて特別委員会をつくって今からしていくところだから、その後この議員報酬について、また定数問題、それから政務調査費、日当、それらすべてを皆さんで全員協議会なり特別委員会なりをつくって話し合いをしましょうということで、そのときに決定しましたので、私は議員報酬削減の問題については引き下がりました。それで、23年度から話し合いがされるものと思っていましたので、突然この時点ですべて出てくるということに対しては、少し私は不満があります。その辺をお聞かせください。

○議長（堀江 隆臣君） 津留君。

○16番（津留 和子君） 確かに皆様にとりましては唐突な感がどうしてもぬぐえないことかと思っておりますけれども、先ほど申しましたように私たちのグループも勉強会を重ねて、このこと

について検討をして、肅々とその問題について進めてまいりました。12月定例会を目指しておりましたけれども、それには間に合わなかったということで、私どもにとりましては自然の流れでございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 先ほども言いましたが、定数問題については日当や政務調査費、それから議員報酬問題とも一緒に話し合いをするようになっておりましたので、今回、出されるに当たってなぜ定数削減だけを提案されたのか。議員報酬とかそのほかの問題は話し合いはされなかったのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 津留君。

○16番（津留 和子君） もちろん、いろんなそういう話は出ましたけれども、やはり定数削減に優先的に取り組みました。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 例えば、今回、議員定数の提案がありましたが、これが賛成となって決まったとしても2年後の改選のときからとなりまして、予算については22から18に減って2年後の改選後の予算からということになると思います。

ここで例えば議員報酬を引き下げるといふことにすれば、新年度予算からカットできるのではないかと思います。その辺のことは話されなかったのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 津留君。

○16番（津留 和子君） アンケート調査などによって、議員削減が適当だろうということだったと思います。私たちが提案しています18名に4名削減した場合には、4年間で約7,500万円の削減効果があります。こういうことで、私たちはこのような結論を出しておりますし、今回の発議により、定数削減の議論を活発にして、この問題を推進していく一助になればと思っております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑ございませんか。

北垣君。

○13番（北垣 潮君） 類似団体といつて一応挙げてありますけれども、近隣自治体の人吉市で18名、水俣市で16名、宇土市で18名とありますけれども、ここは合併していないところであって、人口も案外集中しているところでもあります。

上天草市は合併して細長いところであって、人口も少ないところと多いところがあります。そういう意見は出ませんでしたかということと、今、議会改革も進めていますけれども、議会改革の度の中に、一般質問の回数とか、一般質問をしていない議員がおられないかということも改革の度数に挙げられております。議会改革といえは数だけじゃなくて、そういうことも考慮に入れるべきではなかったかと思ってお聞きしますけれども、そういう意見は出ませんでしたか。

○議長（堀江 隆臣君） 津留君。

○16番（津留 和子君） 今回は定数削減について提案しておりますので、そのように御理解いただきたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑ございませんか。

11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 議長、質問は3回までですか。その辺を踏まえて質問いたしたいと思います。先ほど提案者である津留議員も言われたように、今議会の一般質問において私もこの点について触れております。先ほど田中勝毅議員が言われたように、私は定数削減には、会派みらいとして長年議論をし、そして時間をかけて皆さんの合意を得た上でやらなければならないという認識のもとで進めてまいりました。その点を踏まえ、何点か質問をいたします。

まず、提案理由に対して、議会に対する住民のさらなる要求は厳しいものがあると言われておられますが、具体的にどのような厳しい意見が津留議員、また、会派あまくさに寄せられているのか。平成18年に議員定数特別検討委員会にて検討された経緯について、どのように解釈をされているか。この点については、私は当時特別委員会のメンバーでもございました。その際、津留議員ともこの点について話した記憶がございます。

また、先ほど新宅議員も言われたように、人口規模等に応じたとありますが、私も同じように各地域においては2,000人に1人の議員定数であると。その辺を、先ほどの話では昨年から会派あまくさにおいて勉強をしてきたと言われましたが、それならば、例えばどこに視察等に行ったのか。また、どのくらいの割合で勉強をされて今回に至ったのか。

まず、以上の点を答弁を願います。

○議長（堀江 隆臣君） 津留君。

○16番（津留 和子君） 最初は、どういう厳しい意見があるかということだったと思いますが、これは皆さんもよくお聞きになっていることだと思うのですが、ちょっと議員が多過ぎるとか、もうちょっと減らせとか、もう少し何とかならないのか、具体的に言えばそんな意見です。それから、アンケート等でもそういう意見が多かったと私は記憶しております。

人口規模といいますのは、やはり近隣市の議員定数等を参考にいたしまして、大体このような結論に達しました。

それで、視察は行っておりません。勉強会というのは大体、月に1回の程度でずっと進めてまいりました。

ほかにありませんでしたか。

○11番（田中 万里君） 平成18年に議員定数特別委員会にて検討された経緯について、どのように解釈をされているか。

○16番（津留 和子君） 前回の特別委員会ですね。これも要するに何と云うのですか、この資料に書いてありますように全国的な趨勢ということも受けとめておりますし、これもある意味、仕方のないことだと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○11番（田中 万里君） 津留議員におかれましては、長年、議員をされていて、前回の特別検討委員会の際に、我々会派みらいはその当時から、議員削減で16名ないし18名という案を出したいきさつがございます。私は、その際に津留議員から「減らせばいいというものではない」という厳しい叱咤激励を受けました。今の定数でいいのではないかというようなことを当時の佐藤先輩もおられて言われた記憶がございます。しかしながら、現在はそのような考えでられるということです。

またこれも先輩議員に対して釈迦に説法かもしれませんが、議会は合議制ということは十分認識されておられることだと思います。これまでの前回の、これは先ほどの宮下議員を初め、ほかの議員からも言われたように議員削減の検討特別委員会においての議員一人一人にかかわる提案に際しては、全員協議会などを開いて各議員の意見を聴取し、さらに簡単にいかない提案等に対しては、前回の定数削減同様、特別検討委員会を設置して、いろいろな角度から慎重審議し、提案に至るのではないかと思います。

なぜ、今回、前回のようなやり方ではなく、このような会派あまくさだけにおいて提案に至ったのか。先ほど、最初の質問に際して、一般質問である議員からの提案があつて背中を押されたという発言をされましたが、それならば我々もそのような考えがあるのですから、仲間に入れてくれても、相談があつてもよかったのではないかと、私は寂しく感じております。

しかしながら、我々会派みらいにおいては、削減に対して反対ということはございませんで、統括的な意見を言えば、2年後の上天草市の人口の予測、または議会改革の一端、地方議会のあり方などを考えたときに、18名ではなく16名でも、一人一人が今以上に切磋琢磨し、鋭意努力すれば、議会本来としての審議機能が低下することなく、十分に市民の負託にこたえられるのではないかと考えております。

その点も踏まえて、これは先ほどの質問と重複しますが、6名減員の16名案はどうでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 津留君。

○16番（津留 和子君） 私も旧大矢野町時代から議員を務めておりまして、まさかこのような時代が来るとは思っておりませんでした。ですから、先ほど田中議員が言われましたように「減らせばいいというものではない」ということを確かに言ったと思います。確かにそのときはそのような気持ちでございましたし、それが大事なことだと思っておりましたけれども、この社会情勢、いろんな状況を考えますと、こういうふうな論議もしなければいけない時代になったなと思っております。

それから、本当に一緒にやればよかったと思っておりますし、田中議員の御意見は私も大変、勉強させていただきました。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○11番（田中 万里君） ただ、我々会派みらいとしては、先ほどから申し上げているように16名案というのがございます。それと、もしこういう発議を出すのであれば、前回の検討特別委員会を立ち上げたような議員一人一人の意見を聞くという手法でやりましょうという御相談を我々ならしたのではないかと思います。

最後に、これもまた重複する質問になりますが、本来、全員協議会にも諮らずこのように発議するのであれば、総務常任委員会で委員長報告に際し私も質問いたしました。検討特別委員会の予算が計上されておりましたので、その点について、本来なら議論すべきではなかったのかと私なりに考えます。それが、やはり今回のこのようなことに至るのではないかと思います。その辺の予算が計上されていた点については、十分に認識をされていたでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 津留君。

○16番（津留 和子君） 予算につきましては存じ上げておりました。ただ、これは執行部の提案でありますし、私たち議員の意見とはまた別ものだと思っておりますので、そういうことです。

先ほども申しましたけれども、今回の発議によってこの議論が活発になっていくのがいいことだと、私は思っております。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

20番、猪塚安親君。

○20番（猪塚 安親君） こういう提案をされたのは、経費の削減が根本だろうと思うんですよ。いろんなことはそれぞれからあったので言いませんが、それであれば政務調査費のことは何も論じませんでしたか。

○議長（堀江 隆臣君） 津留君。

○16番（津留 和子君） 政務調査費のことも確かに検討課題にありましたけれども、それは結論に達しておりません。

○議長（堀江 隆臣君） 猪塚君。

○20番（猪塚 安親君） 人口比あたりも論議されましたが、宇土とか人吉とか、人口が集中している地域がございます。上天草を見てもみますと大矢野から龍ヶ岳まで長広く、それから教良木、河内あたりもございます。あそこは今、だれ一人議員の席にはいらっしゃいません。そういうことで、余り削減されると、声が市政になかなか届きにくい地域がふえてきます。これこそが、市民の不公平、不平等になるのではないかと私も思いますし、また、この案自体が次の一般選挙からとなっております。ほかの方も何回も申されておりますが、本当に、なぜ今、今議会なのかというのが正直な話です。本来であれば経費削減の面からでしょうから、さっき4年間で幾らとか金額も申されたように、経費の削減からであれば、政務調査費あたりをゼロにすればという気持ちもございますが、そういう論議が余りなかったということは残念に思っています。

今の時代の趨勢からということもありませんが、「声なき声を吸い上げて」とよく言います

が、声なき声を吸い上げることができない地域が増加するのを私は懸念をいたしてます。先ほども出ましたが、人口はどんどん減ってます。2年先あたりでどのくらいになるのか予測もある程度はできているかと思うのですが、2年先の次の選挙からこれを当てはめるとするならば、今でなくてはならないという理由が、私にはどうしても理解できません。検討されたことについて質問するのがこの質問と思うのですが、私の思いをもう1回論じていただければとお願いしてやめます。

○議長（堀江 隆臣君） 津留君。

○16番（津留 和子君） 政務調査費につきましては、もちろん、今猪塚議員のおっしゃったような意見も出ております。しかし、これはまだ最終結論まで達しておりませんでした。

それと、なぜ今なのかというのは、さきに申し上げたとおりでございまして、12月を目指しておりましたけれども、このタイミングになってしまったということです。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑ございませんか。

14番、園田君。

○14番（園田 一博君） 私も議員定数削減については何ら異議はありませんが、恐らく皆さんも同じだと思いますが、議会報告等で各会場に参りまして、先ほどから何回も出ておりますように「議員の定数が多くはないか」「報酬が高くはないか」と、いろんな意見を市民からいただいております。そういうのは皆さん一緒なのです。そういうことで、今回は議員の削減だけが提案されておりますが、これは報酬あるいは費用弁償、そして、今、出ました政務調査費等も含めまして、何年前でしたかつくりました議員定数等検討特別委員会、これを立ち上げて全員でじっくり討議するのが正道ではないかと私は思いますので、議員定数削減については私も賛同いたしますが、そのほかのことも含めて検討したいと思いますので、ぜひ、検討委員会を立ち上げてほしいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これにて終了いたします。

それでは、これより討論に入ります。

まず、反対の立場で討論はございませんか。

4番、須崎光枝君。

○4番（須崎 光枝君） 反対の討論をします。

議員定数を削減するということですが、私はそれよりも定数削減分、議員報酬を引き下げることのほうが、より市民に理解を得られることと考えます。人口割もでしょうが、上天草市は地域面積も広いので、市民の声が届かないと思います。よって定数削減については、反対します。

また、政務調査費が出ましたが、私は前回のアンケートの中で政務調査は報酬だけで十分と回答した記憶があります。

以上、終わります。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、賛成の立場で討論はございませんか。

8番、小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） 賛成討論をいたします。

先ほどから質疑の中でも、皆さん議員の方はほとんど定数削減については賛成だという答えでした。そういった中で、我々上天草市議会の中で議会基本条例を策定しようという一つの意味で、各地区におきまして市民に対しての意見交換会等を行ってまいりました。市民から出される意見というのは、まず「議員の定数が多い」という声が一番多かったように記憶もしております。報酬についての本当の説明を市民の方々にした場合は「ああ、そのくらいしかないのか」という声も多く聞かれます。

また、政務調査費につきまして私はほかの議員さんともいろいろ話したこともございますけれども、なかなかゼロにするというのは、皆さんの意見としてどうかという気もしております。

また、先ほどから2,000名当たり1名の定員が妥当ではないかということも出ておりますが、皆さんも御存じのように上天草市は地形が細長くて、ただ単に人口2,000人に1人というのは、私は少な過ぎるのではないかという思いで、18人が妥当だということで、議員定数削減についてはそういった意味も含めまして賛成いたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、反対の討論はございませんか。

5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 私は反対の立場から討論をいたします。

先ほど質疑でも申しましたが、この定数削減及び議員報酬について、全員協議会並びに検討委員会をつくって全員で話し合いをするということに決定しておりましたので、今後、みんなで十分議論して検討する課題だと思っております。今ここで出るということに対しては反対をいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、賛成の討論はございませんか。

7番、高橋君。

○7番（高橋 健君） 私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほどから質疑があつてますけれども、私は個人的に会派あまくさの中で勉強させていってもらっている中で、16でも18でも、下手すれば12でもいいのではないかとこのころで意見を集約してまいりました。

その中で基本条例制定の中でいろいろと勉強会が設けられ、特別委員会が設置されていると思います。その中で恐らく定数とか報酬のことは話し合いをされていると思うのですが、先ほど私どもの会長も言われましたように、月に1回ぐらいやはり集まって定数、政務調査費の勉強会を開いてまいりました。では今年度に関しまして、議会基本条例を制定されるということで、その会合の中で、ではいつになったら定数や報酬の特別委員会を設置しようという検討をされていたのかということをおは逆に聞きたい。

私ども会派の一つの意見として、18名という発議をさせていただければというところのほう

が思いが強いと思います。ただ、皆様方の意見をすべて無視して提案しているといった形ではなくて、何かのきっかけになればと私は解釈しております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、反対の討論はございませんか。

21番、新宅靖司君。

○21番（新宅 靖司君） 私は反対の立場で討論をしたいと思います。

今、高橋議員から「いつになったら特別委員会が設置されるのか」という御意見もございました。しかしながら、特別委員意を設置するというので、23年度予算に計上をされております。議長もそういうふうに全員協議会の中でおっしゃっておられました。この前、女性議会の中で橋本美春氏が議員定数と給与の削減についてということで、質問をされております。その中で議会事務局長の答弁には、この議員定数及び議員報酬につきましては「多過ぎる」「高過ぎる」という市民のいろいろな声がありますので、平成23年度には、現在の議員定数や議員報酬でいいのかを昨今の経済状況、社会状況などを踏まえて、議員定数、報酬のほか議員に関する事柄について検討を行うため、特別委員会を検討するなどして議会と協議し、対応に当たらせていただきたいという答弁がありました。

私は定数を削減することには反対ではありません。私も平成18年度に議員定数の特別委員会の委員長をさせていただきました。そのときはその中で婦人会長、区長会長、いろいろな方々の意見を聞き、そして議員の中で定数削減よりも報酬削減を主張される方、2名削減を主張される方、4名を主張される方、6名を主張される方、中には8名でもいいのではないかとということも言われました。その中で、今回は4名削減という決定をさせていただきました。今回、私の個人的な意見としては、提案するのであれば16名でいいと思います。

しかしながら、先ほどの質疑の中で、時期についての明確な提案者の答弁がありませんでした。しかも、これを執行するのは2年後であります。そうであれば、5月の臨時議会か6月の議会で特別委員会を設置して、ことしじゅうぐらいに決定すれば、2年後の執行に十分間に合うし、いろんな方々の意見も聞けると私は思っております。

そういうことで、まず特別委員会を設置して、議会のあり方も含めて検討したほうが私はいいと思います。そして、重ねて申しますが、私は16名が妥当ではないかという個人的な意見です。

そういうことで、反対をいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、賛成の討論はございませんか。

19番、田中勝毅君。

○19番（田中 勝毅君） 賛成か反対か私も困っているところでございますが、提案者の会派あまくさの方たちをお願いを申し上げたいと思いますが、今まで何点かの意見がありました。できるならばそうした部分を考慮をされた中で、条文の一部を修正をされたり、追加するところもあろうかと思っております。そうしたみんなの考えを、今ではなくて、もうあと次回でも今後を持ち越して、提案者の方たちの御意見、要望を聞ければと思うのです。そうした中で、私はこ

の18名への定数削減の条例には反対ではないということは先ほどから申し上げておりますが、このままであったら反対をせざるを得ないといった考え方を持っておりますので、提案者の方々にそこらを修正されまして、再度、提出をされるお気持ちはないのか、その点を代表者にお聞きした上で、賛成、反対はできないかという思いでございますが、無理でしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） ちょっとお待ちください。討論中なのですが、ちょっと中断いたします。

今、田中勝毅議員から、修正なり取り下げといった御意見が出たかと思いますが、これは議会運営委員会を通過して正式に上程をされています。ですから、ここで修正をするということではできません。勝毅議員も議会運営委員会にも属されていますので、できればその意見は議会運営委員会の中で言ってほしかったです。そこで上程するかしないを議論できたはずなのですが、本会議に上程されていますので、この案件については取り下げはできません。

続けて討論を行います。

賛成討論の方、いらっしゃいますか。

田中議員、今の発言は討論ではないとみなしていいですね。

○19番（田中 勝毅君） はい。

○議長（堀江 隆臣君） 賛成討論はいらっしゃいませんか。

2番、何川君。

○2番（何川 雅彦君） 賛成討論をします。

発議のこの説明資料にありますように、先ほど何点か質疑ありましたけれども、さらなる改革の要求というのがありました。我々は市民の代表である以上、常に市民の声に対しては敏感であるべきでありますし、当然、私も含めて議員個人個人にその声というのは届いているはずだと思っております。ですから、報酬の問題でも定数の問題にしても、常に自分の意見というのは自分の中で勘案しているべきだと思っておりますし、それがまた議会の一つの正常な機能であるとも思っております。

いろいろここにありますけれども、類似団体の18名等は、あくまでも法定上限数26名というのが地方自治法で決まっておりますので、そのくくりであると解釈してもらえればと思います。さらに法定上限30名のところでも、今、22名であったり23名であったりと、法定上限数よりもちょっと低目だというのが、あくまで参考で明記してあると思っております。

我々7人の会派の中でも、人口規模であるとか、やはり報酬を下げたほうがいいのではないかなど、先ほど出ましたように、政務調査費の問題、そういうもろもろを考えた中で、やはり、どうしても議会の審議に支障を来さないというのが一つの観点としてありました。

ですから、この条例の説明資料をもろもろよく勘案された中で、意味を十分御理解されて議員各位の判断を仰ぎたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、反対の討論はございませんか。

11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 発議の中身を熟知した上で、反対討論をいたしたいと思います。

先ほどの質疑の中でも申し上げたように、私はさきの一般質問においても、執行部と議会のあり方について質問をし、その中で議員定数についても言及し、会派みらいとしては、これまでの独自の調査、研究を踏まえ、これからの上天草市議会を初め地方分権のあり方などを考えたときに、議員定数削減も視野に入れ、今後、会派以外の議員各位と勉強会や検討特別委員会の設置を図り、慎重審議を重ね、まずは過半数の議員各位の賛同と、だれもが納得する定数を定めるべきだと考えておりました。

同時に、我々会派みらいの独自の定数案においては、先ほど申し上げたように、2年後の上天草市の人口の減少予測、または議会改革の一端、地方議会のあり方などを考えたときに、今回提案の18名ではなく16名でも、一人一人が今以上に切磋琢磨し鋭意努力すれば、議会本来としての審議機能が低下することなく十分に市民の負託にこたえられるのではと考え、6名削減の16名案を考えております。

しかしながら、議員定数削減においては、一部の会派のみで進め、提案すべきことでもなく、議員一人一人の考えを十分に尊重し、議員各位の協力と御理解の上で進められるわけであり、前回の議員定数等削減においても、全員協議会です承を得、検討特別委員会の設置、そしてその検討委員会の中でさらに委員各位の意見を聴取し、調査、研究を広く重ね、慎重審議の上、条例等の改正に至ったはずである。

また、つけ加えて申し上げますと、2年前にさかのぼれば、我々会派みらいにおいては、さきの市議会改選後に、当時の会派メンバーであった現堀江議長と川口議員と3名で議会改革を大きく掲げ堀江議長を擁立し、本人も議長立候補の際の言葉の中でも議会改革を強く訴え、議長に就任後には即、議会基本条例制定の特別委員会を設置し、市民に開かれた透明性のある議会を目指し、全議員においても鋭意努力している最中でもあり、新たな年度においては、まさに上天草市にふさわしい議員定数削減の特別委員会を設置の予定だったとも思う。その裏づけとして、現に今年度の暫定予算においては、検討特別委員会の費用弁償までも組まれております。

以上の点を踏まえ、今回、この時期に急遽議員定数条例の一部を改正しなくとも、次の市議会改選までを目指し、前回の議員定数検討特別委員会を設置したとき同様に、まずは、全員協議会にて議員各位の意見を聞き、了承を得、それから検討特別委員会を設置して、その中でさらに委員各位の意見を聴取し、提案理由の自治体の人口規模に応じた定数であるのかの調査、研究及び議会本来の審議機能が低下しない程度の定数か、全住民を代表するにふさわしい定数か、常任委員会の空洞化をし得ない定数であるかなども含めて、改めて委員会にて慎重審議を深く重ね、条例等の改正に至るべきであり、そうすることが、一部の議員だけではなく、また、ポピュリスト的な定数削減要求に意を同一にするものでもなく、真の上天草市議会の未来像を考えた民主的な進め方だと考えます。

よって、我々会派みらい、川口望、田中万里、両議員は今回の発議第3号には反対であります。
なお、会派みらいにおいての定数削減案は、6名削減の16名を視野に入れての検討特別委員

会の設置を議長に重ねて望むものでもあります。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、賛成討論はございませんか。

17番、桑原君。

○17番（桑原 千知君） 私はこの発議に関して名前を連ねている一人でございます。賛成討論をしたいと思います。

今、聞いておりますけれども、16名ならいいんですけれどもとかいうようなことで、反対をされる。住民にどのような形を説明していいかわからないような話をされますけれども、要は18名以下ならいいですよという話をされるのであれば通るのですが、18名ならだめ、16名ならいいという論法が、果たして通るものか通らないものか、不思議でたまりません。

やはり、議員としてわかりやすい説明の仕方をしなければ、市民には伝わらないと思います。

この提案そのものが18名を提案しているわけでございますので、その部分に対して反対という話であればわかりますけれども、繰り返しますけれども、16名などと数字を出したあげく、それを反対ですという言い方をされるのは、不思議でたまりません。

いずれにしても、私たち会派の主張は今、演壇で説明したとおりの内容でございますので、この案件について賛同いただきますことを強くお願いして、賛成討論にさせていただきます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、反対討論はございませんか。

13番、北垣君。

○13番（北垣 潮君） 私も、前回トップで上がっているのであれば反対もしやすいが、私自身が反対するのちょっとおかしいですよ。今度の選挙は危ないからと思って反対するのであろうと。

○議長（堀江 隆臣君） 北垣委員、明確な討論をお願いします。

○13番（北垣 潮君） 議員はさまざまな意見を持ち、さまざまな立場の方がおられると思います。手前みそではありますが、今、東北関東震災の問題で福島原発の問題が上がっておりますけれども、私も2回ぐらい天草に原発が来るということで、反対したことがありますし、いろんな意見を吸い上げるためには数だけではないと思うわけですね。そういうことで、私は前回、議員定数の特別委員会にも入っておって、16というのを出したと思いますけれど、本当に今、数だけではないという市民の方の意見もあります。一生懸命頑張れば数も多くてもいいし、報酬ももっと上げてもいいという市民の方もいらっしゃいます。

今、これを出してくる、会派あまくさというのは、市長を支える会派ということで新聞に載っていましたが、その人たちが何で今ごろ出すのかなという気持ちもありますし、これについては私は反対いたします。

○議長（堀江 隆臣君） 賛成の討論はございませんか。

15番、窪田進市君。

○15番（窪田 進市君） 先ほど、提案されました議員から内容、答えがありましたとおりで

すけれども、ただいまの皆さん方の反対討論の中でも、総論というか削減については賛成だ、しかし、時期の問題とかあるいは定数の数の問題について意見がありますよということでございます。

まず、私たちが会派を昨年つくりました。そのときにせっかくならば何か私たちがまとまって勉強し、調査し、そして市民の声を議会に届ける方法はないものか、それがまず、皆さん方7名の考えでございました。しかしながら、その期間、観光の問題、産業の問題、あるいは教育、福祉いろいろありますけれども、これはもっともっと深く調査し勉強しなければ、端的にこの会派で上げることはちょっと早いのではないかと。しかし、そういうことも現在は研修に行ったり、あるいは取り寄せたりしてやっております。

今回、一番私たちがまとまった話は、私たちみずからの定数の削減というのは、これは今、皆さんがおっしゃるように市民の声でもありますし、現代の中の趨勢であるということに一致いたしまして、今回、提案したわけでございます。先ほど、なぜ今なのか、あるいは18名なのかということについては説明がありましたけれども、そのような形で提案いたしましたので、賛成し御同意を得たいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） それでは、発議第3号を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立少数です。

したがって発議第3号は否決されました。

日程第10 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第10、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題いたします。

お諮りいたします。

各常任委員長、議会運営委員長、議会基本条例検討特別委員長、樋島漁協損失補償調査特別委員長及び議会広報編集特別委員長よりお手元に配付していますように、各委員会の所管事項について閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって各委員長申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全部終了いたしました。

これをもちまして平成23年第2回上天草市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時13分